

下水道のしおり

●市民がデザインしたマンホール蓋●



小学生部門



中学生部門



一般部門

(マンホール蓋について)

下水道を身近に感じてもらいたいとの思いから、松山市で初めてデザインを募集し、各部門の最優秀賞作品は、実際の下水道マンホール蓋として松山銀天街に設置しています。

松山市公営企業局

◆ も く じ ◆

○下水道のやくわり	P1
○下水道のしくみ	P2
○下水道が使えるまで（本管工事の流れ）	P3
○公共下水道と宅内排水設備（分流式）	P4～5
○下水道への接続について（宅内排水設備工事）	P6～7
○水洗便所改造資金の貸付制度	P8
○浄化槽を雨水貯留施設へ改造する方への助成金	P9
○雨水利用をする方に市が助成します	P10
○受益者負担金	P11～12
○下水道の使用料	P13～15
○公共ますの設置について／宅内ます設置資金の貸付	P16
○私道への公共下水道の敷設	P17
○私道に共同排水設備を設置する方に公営企業局が助成します	P18～19
○公共下水道要望制度について	P20
○下水道の使い方にご注意を！	P21
○公共下水道の整備計画	P22～23
○Q & A	P24～25
○松山市下水道排水設備工事指定工事店名簿	P26～39
○～災害時に大活躍～マンホールトイレ	P40
○まつやま内水ハザードマップ	P41

下水道のやくわり

松山市公営企業局では、清潔で快適、そして安全・安心なまちづくりを推進するため、公共下水道の整備や水洗化に取り組んでいます。

公共下水道が整備されると、生活排水が水路などに流れることがなくなり、悪臭等の発生もなくなることから、皆さまの暮らしが快適となるほか、川や海等の水質改善にもつながります。また、雨水をすみやかに排除することができるので、浸水からまちを守ります。

公共下水道は多くの皆さまに使用していただくことで、より効果を発揮することができる公共施設です。美しい水環境を次の世代に引き継いでいくためにも、下水道整備事業の促進、下水道への早期接続及び下水道施設の維持管理へのご理解とご協力をお願いいたします。

自然環境を守ります

家庭や工場などからでる汚水を下水道管に集め、浄化センターできれいにして川や海に流すので、自然環境を守ります。



まちがきれいになります

生活排水が溝や水路に流れ込まないので、悪臭やハエ、蚊の発生が少なくなり、まちの美化が図られます。



下水道のやくわり

浸水からまちを守ります

下水道は大雨が降ってもすぐに排水できるため、浸水や道路の冠水からまちを守ります。



快適な生活を支えます

トイレや台所などからでる汚水を速やかに下水道管に排出することで、衛生的で快適な生活が送れます。



下水道のしくみ

松山市の下水道は分流式（一部地域は*合流式）

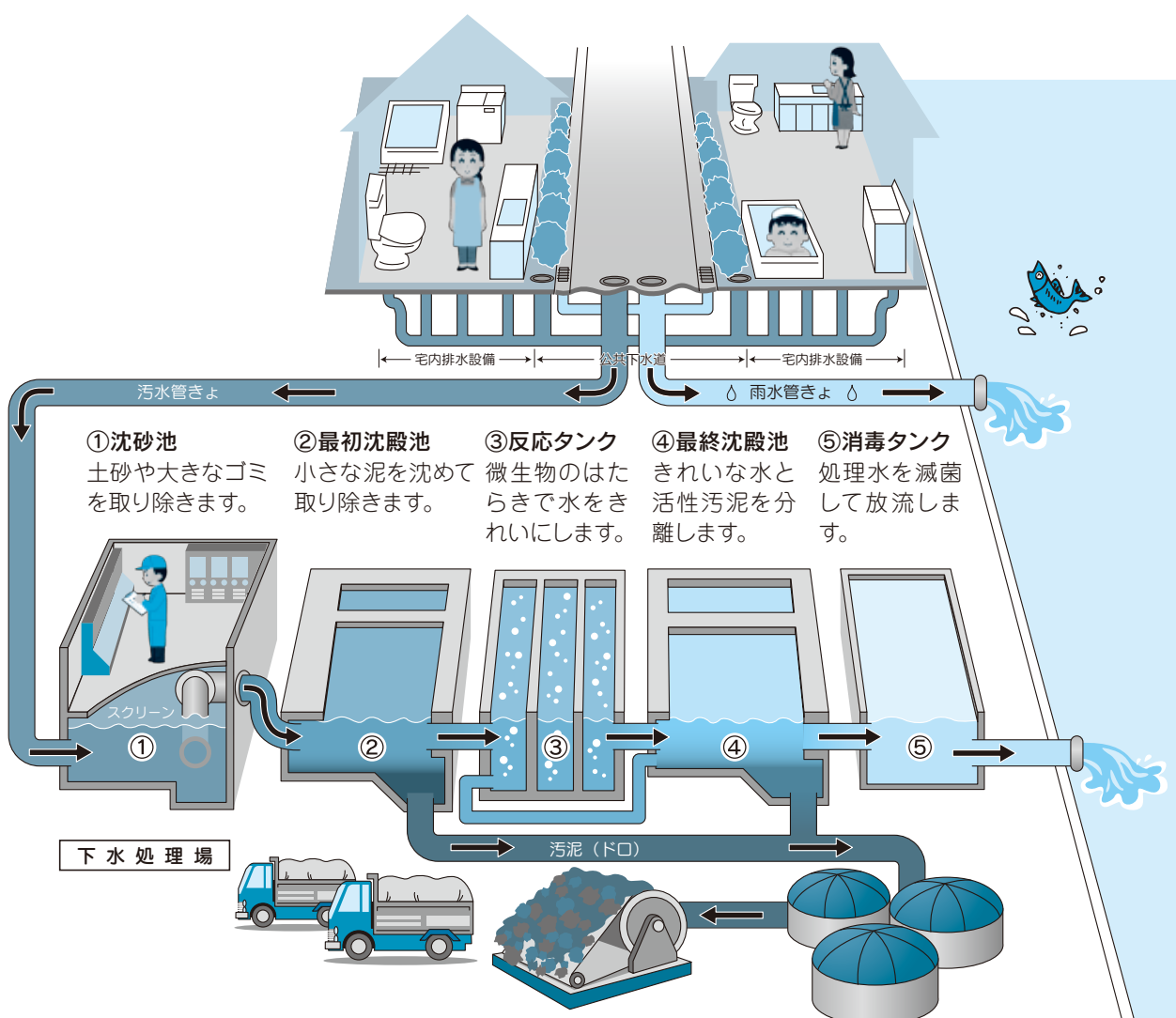
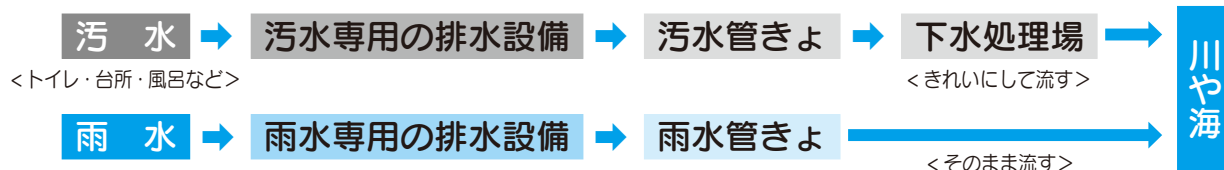
松山市の下水道は、汚水と雨水を別に流す「分流式」を採用しています。

汚水は、汚水管きよを通過して下水処理場に流れていき、そこで生物的方法できれいな水にして、川や海に流しています。

雨水は、溝や水路から雨水管きよを通り、速やかに川や海に流れていきます。

※「合流式」とは、汚水と雨水を同じ管に流す方法です。合流式の場合、取付管および宅地内のますは全て個人管理となります。

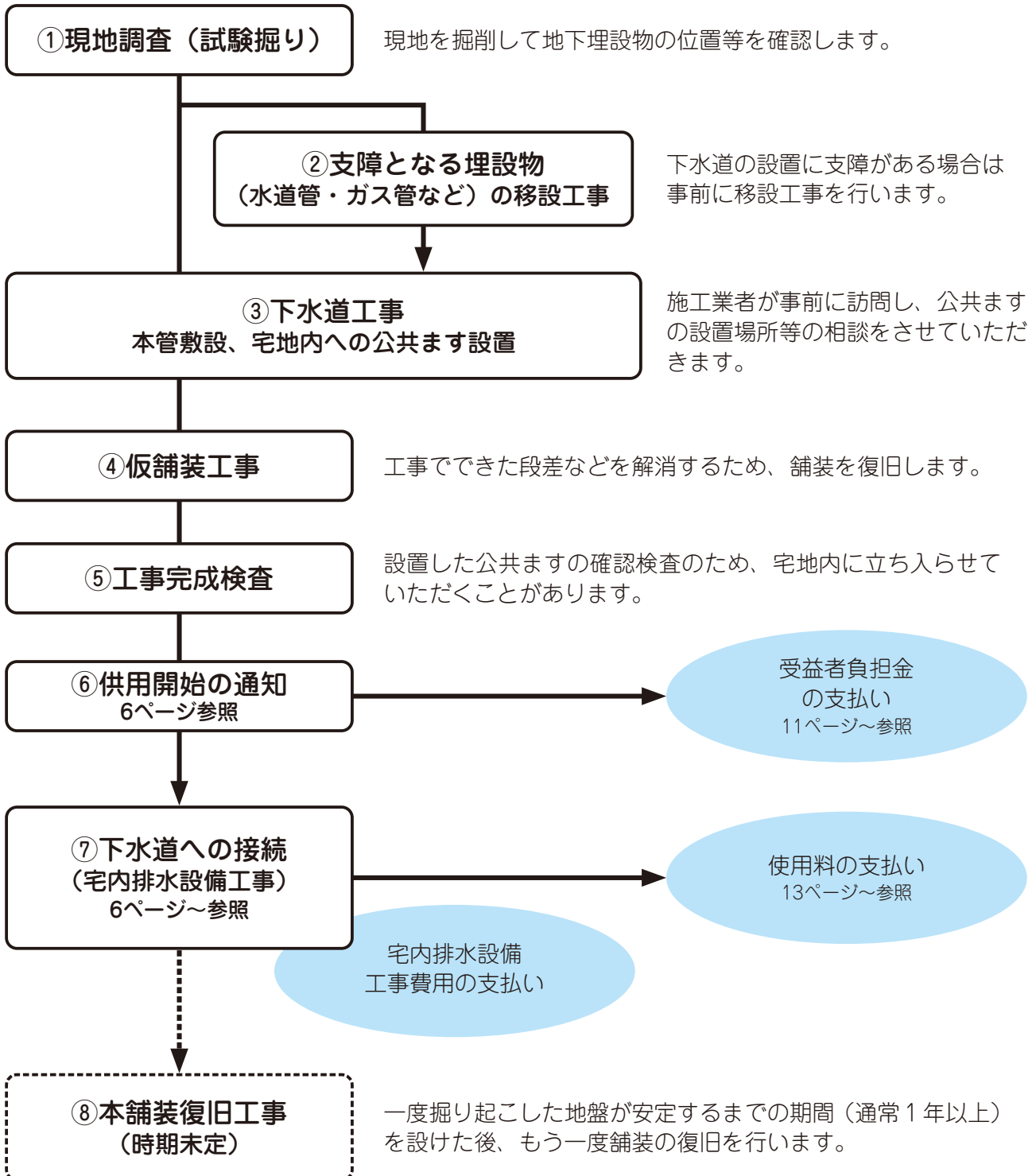
分流式下水道の正しい使い方（汚水と雨水は別に流します。）



下水道が使えるまで (本管工事の流れ)

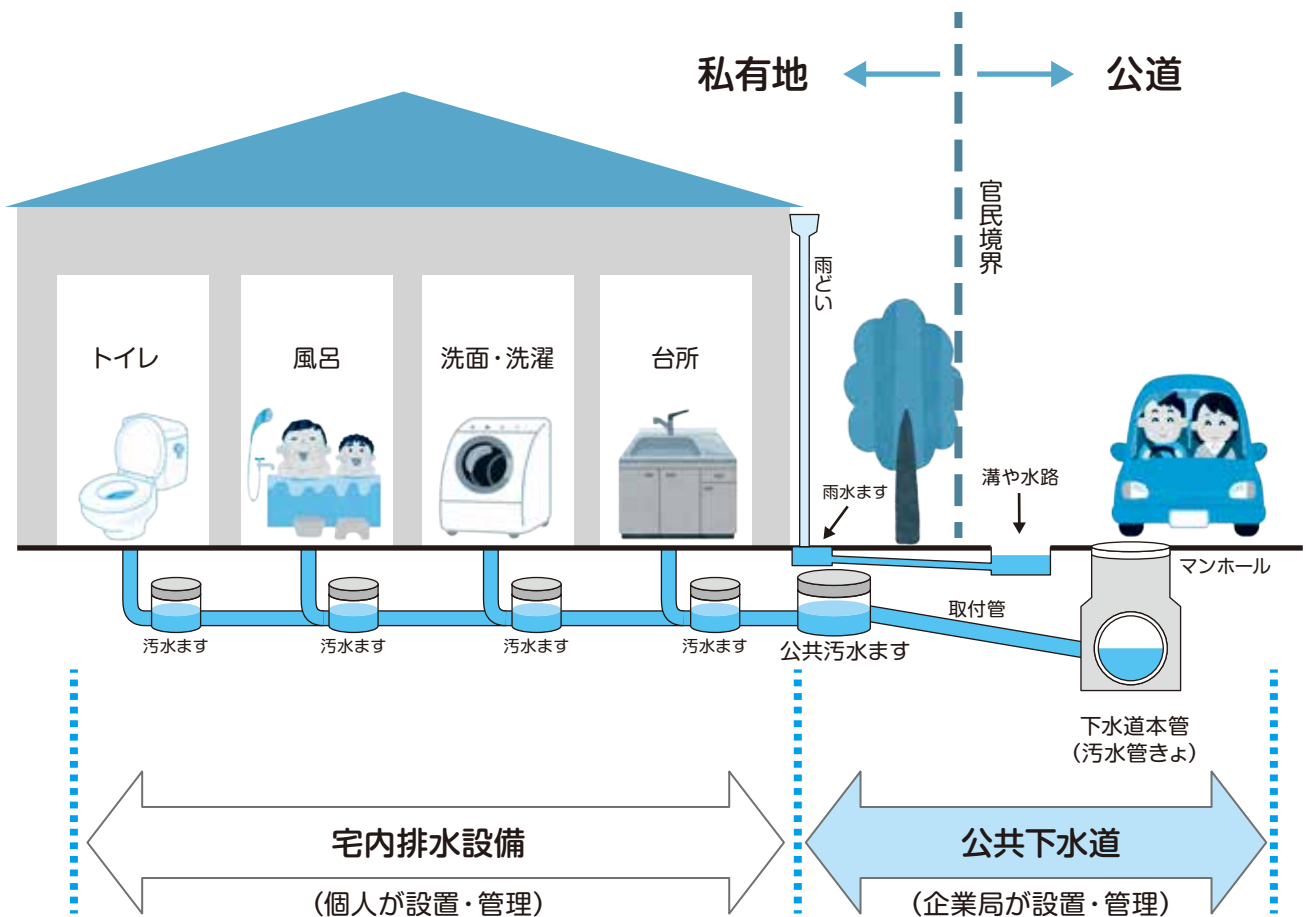
公営企業局では、整備計画に従って下水道の管きょ（本管）を順次整備しています。整備前には、沿線の皆さまに工事案内をお届けします。下水道が使用できるまでの流れや整備によって必要となる費用をご確認ください。

工事期間、工程、工事時間帯、工事内容、工事業者、注意事項などは工事ごとに異なります。工事の案内をご確認いただき、ご不明な点等は工事担当者にお問い合わせください。



公共下水道と宅内排水設備 (分流式)

公共下水道と宅内排水設備は、公共ますで接続されます。



※市内中心部の合流式の区域では、宅内ますや取付管も個人管理です。

事業場等からの排水

下水道にはどのような排水でも流せるわけではありません。排水には水質基準があり、次に該当する事業場等は事前に届出が義務付けられています。

- ・ 特定施設を設置しようとする（または設置している）工場・事業場
- ・ 排水が水質基準（pH、SS、BOD等）を超えるため、除害施設の設置が必要な工場・事業場

詳しくは… 給排水設備課 排水設備担当
☎089-948-6529,6820



公共下水道

公共下水道とは、家庭などから排出される下水を処理するための施設のことです。公道内の汚水管きょやポンプ場、処理場、宅地内の公共ますなどをいいます。設置、維持管理は公営企業局が行います。

公共ます

公共下水道に接続するために、汚水管きょと宅地内の間に設けるのが「公共ます」です。

公共ますは、原則一宅地内に一個、官民境界から1m以内の宅地内で、官民境界に最も近い所（支障物件のない所）に公営企業局が設置し、維持管理を行います。

公共ます設置時には、施工業者が訪問し、設置位置等を確認させていただき、皆さま（土地・家屋所有者）に「公共ます設置承諾書」に署名をお願いしています。

公共ますは上から見ると直径20～60cmの円形ですが、設置工事には約1m四方の土地を必要とします。一度設置すると付け替えが非常に難しいので、排水経路などを踏まえて、設置場所を決めてください。

※下水道本管工事完了後に公共ますを設置する場合は、原則、自己負担となります。

詳しくは16ページをご覧ください。

宅内排水設備

家庭や事業所などの排水を公共下水道へ流すための排水管、ますなどを宅内排水設備といいます。

宅内排水設備は、みなさま個人のご負担によって設置、維持管理をしていただきます。

宅内排水設備の工事は、次ページ以降をご確認ください。

◆◇ 悪質な業者にご注意ください！！ ◇◆

宅内排水設備は、個人の所有物のため、個人の責任において管理を行っていただきます。
(4ページの宅内排水設備部分の範囲を参照)

突然お宅を訪問し、市に依頼されたなどと偽り、下水排水管の点検後、洗浄を強要し、料金を請求する業者が増加しています。

市や公営企業局が、特定の業者に宅内排水設備の点検・洗浄を依頼することはありませんので、ご注意ください。

点検等が必要かどうかは、業者の話を聞いた上でご自身で判断し、必要のない場合は、はっきりとお断りください。

下水道への接続について (宅内排水設備工事)

公共下水道が整備され、下水道が使用できるようになった日 (以下、供用開始日) から、建物所有者には下水道に接続する義務が生じます。

下水道法及び松山市下水道条例では、供用開始日から3か月以内に浄化槽を廃止して風呂や台所などの生活排水を公共下水道に接続することが義務付けられています (くみ取り便所の改造のみ、供用開始から3年以内)。なお、接続に関する工事費は自己負担となります。

供用開始になると、公営企業局から各家庭に通知しますので、指定工事店 (指定工事店一覧は26ページ) に連絡して見積りを取ってから、接続工事を依頼してください。指定工事店以外で工事を行ったり、公営企業局に届け出ずに工事をした場合は、違法工事となりますので、ご注意ください。

下 供
水 用
道 開
始 の 日

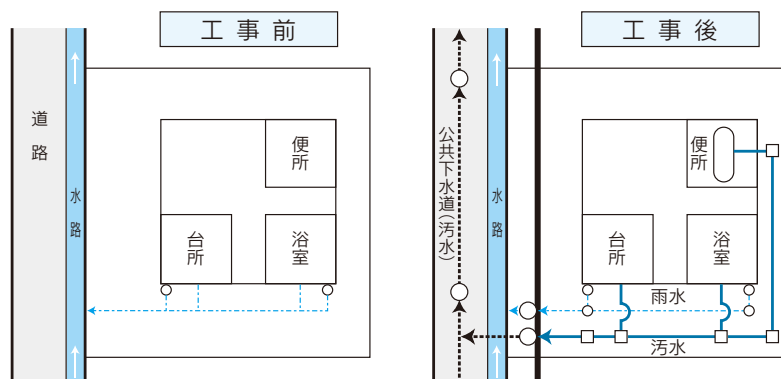
速やかに下水道への接続工事に取りかかってください
3か月以内に公共下水道に接続
(くみ取り便所の改造のみ、3年以内)

- 指定工事店に連絡して、見積もる。(複数社取ることをお勧めします)
- 指定工事店に工事を依頼する。(公営企業局に申請が必要です)

改造工事のあらまし

くみ取り便所の工事例

- ・便器を水洗式に替える。
- ・水道を引いてくる。
- ・宅地内に排水管をつくる。
- ・風呂や台所の水といっしょに公共下水道につなぐ。

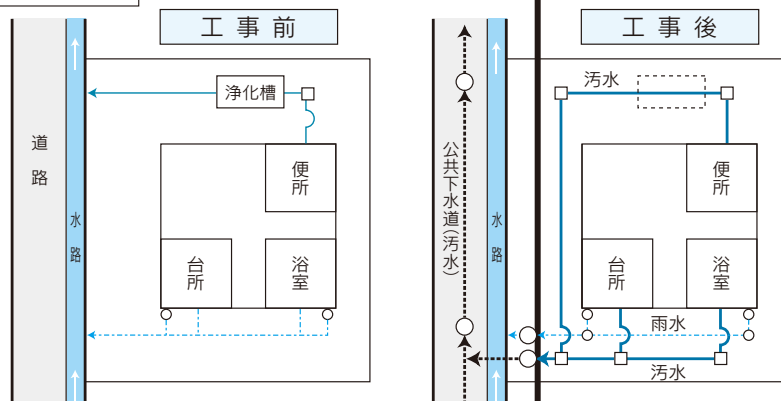


※青線部が工事箇所です。

いずれも工事期間は、平均で3~5日ですが、そのうちトイレが使えないのは、完成日の半日程度です。

浄化槽(単独)の工事例

- ・浄化槽を壊す。
- ・その部分をパイプでつなぎ、埋める。
- ・風呂や台所の水といっしょに公共下水道につなぐ。



宅内排水設備
※工事費は自己負担

工事の手順

1. 宅内排水設備の設置工事は、指定工事店で……（指定工事店一覧は26ページ以降に掲載しています）

- 宅内排水設備の工事は、指定工事店でないとできないことになっています。工事をするときは必ず指定工事店で施工してください。

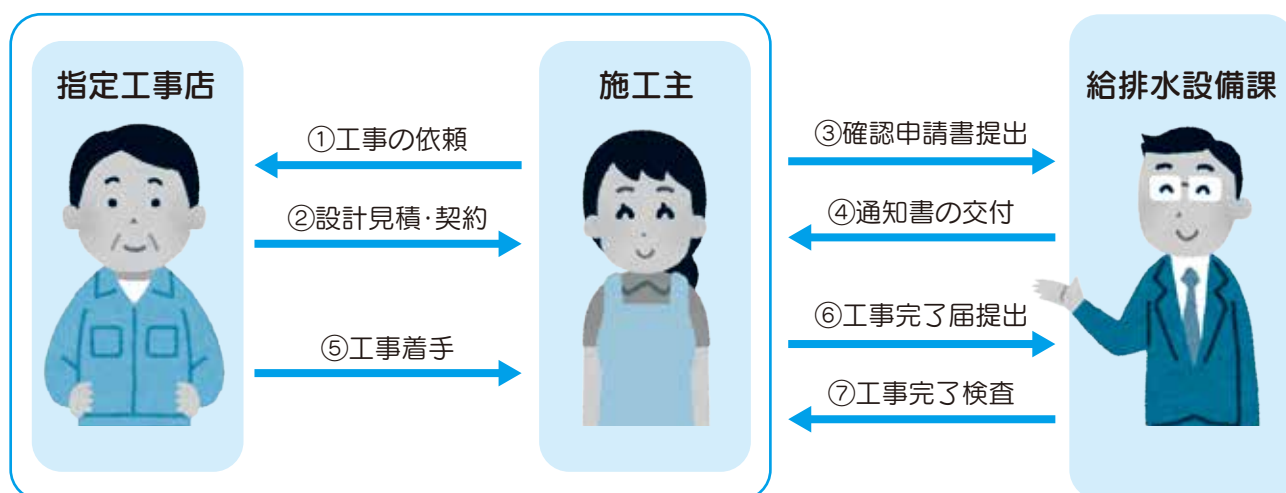
※指定工事店以外で施工することは、違法工事として処罰の対象となりますのでご注意ください。

2. 工事の契約は……

- 宅内排水設備の工事は、建物の増改築の工事と同様に、施工主の皆さまと指定工事店との契約で行ってください。

3. 申請の手続きは……

- 指定工事店が施工主に代わって手続きをしてくれますが、書類に署名押印するときは、内容を確認してください。
- 貸付制度や、助成金制度を利用する場合は、必ず工事の前に（排水設備工事の確認申請書といっしょに）余裕をもってお申し込みください。



- ① 工 事 の 依 頼……施工主の皆さまが指定工事店に工事を依頼します。
- ② 設 計 見 積 ・ 契 約……指定工事店が皆さまの家の工事設計、見積を行い、契約をします。
- ③ 確 認 申 請 書 提 出……公営企業局に確認申請書を提出します。^注
- ④ 通 知 書 の 交 付……公営企業局が内容を審査・確認をします。
- ⑤ 工 事 着 手……指定工事店が工事に着手します。
- ⑥ 工 事 完 了 届 提 出……公営企業局に工事完了届（排水設備関係届）を提出します。^注
- ⑦ 工 事 完 了 検 査……公営企業局が指定工事店立会のもと完了検査を行い、排水設備検査済証を交付します。
検査終了後、皆さまに下水道使用料を納めていただくこととなります。

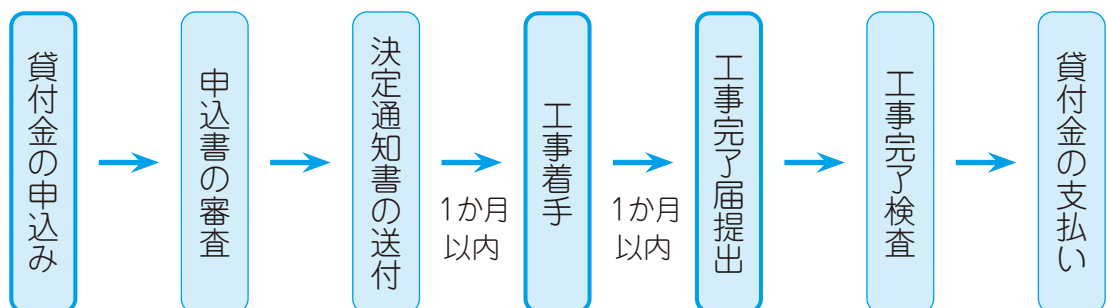
注 確認申請書、工事完了届の提出手続きは、指定工事店がお手伝いします。

水洗便所改造資金の貸付制度

この制度は、くみ取り便所や、浄化槽から公共下水道へ接続工事を行う際に、工事による経済的負担を軽減するため、無利息で改造資金を貸付する制度です。

※公共下水道へのトイレの接続が伴わない場合は、ご利用いただけません。

1. 貸付金額…………… 1戸につき40万円以内
(工事費用の範囲内で1万円未満の端数は切り捨て)
2. 利 息……………無利息
3. 返済方法……………貸付を受けた翌月から毎月1万円の均等払い。(口座振替はできません)
貸付後に郵送する納付書にて、松山市役所の支所・出張所(北条の4出張所は除く)および公営企業局指定の金融機関の窓口にて直接支払っていただきます。
4. 貸付を利用できる方…(1)市県民税、固定資産税および受益者負担金を滞納していないこと。
(2)連帯保証人(1名…松山市民で、市県民税または固定資産税のいずれか一方を課税され、かつ滞納していない個人の方)が必要です。※法人は、連帯保証人にはなれません。
5. 必要な書類…………… 申請人 印鑑登録証明書
納税証明書(市県民税および固定資産税の両方)
※市県民税が非課税の場合は非課税証明書が必要です。
保証人 印鑑登録証明書
納税証明書(市県民税または固定資産税のいずれか一方)
6. 手続方法など……………



※申込みの手続きは、指定工事店がお手伝いします。

書類審査に時間を要するため、必ず**工事の前に**(排水設備工事の確認申請書と一緒に)余裕をもってお申し込みください。

なお、工事着手後は、お申し込みを受け付けることができませんのでご注意ください。



詳しくは……………

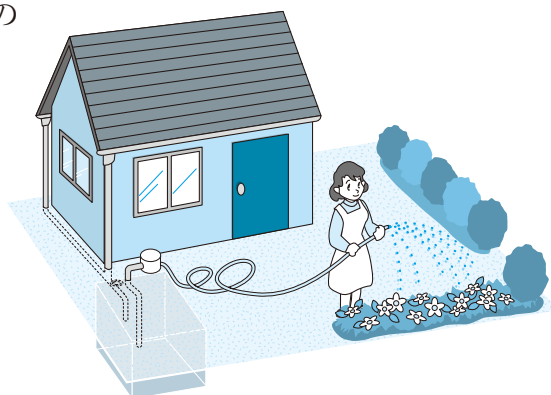
給排水設備課 排水設備担当

☎089-948-6529

浄化槽を雨水貯留施設へ改造する方への助成金

公共下水道を使用することによって不要となった浄化槽で雨水を貯留し、散水など雑用水に活用される方に対し、貯留施設への改造工事費の一部を助成する制度です。

この制度は、雨水の流出を抑制し、浸水被害の軽減および雨水の有効利用を図ることを目的としています。



1. 助成対象者は……

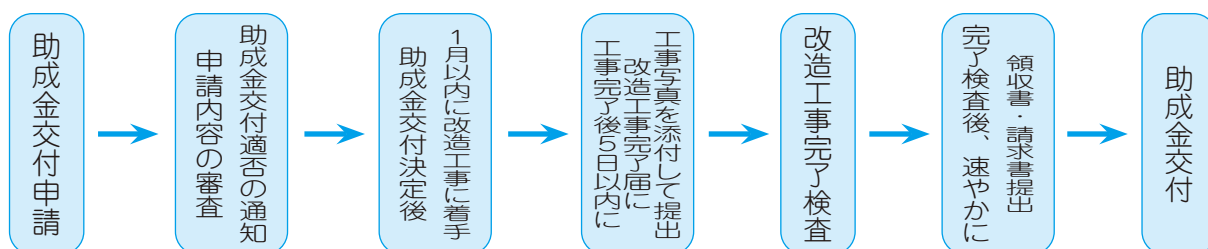
公共下水道を使用することにより不要となった浄化槽を、雨水貯留浸透施設に転用する改造工事を自己負担して行う方です。

2. 助成額など……

助 成 額	助成限度額
改造工事に要した費用の額の 2 / 3 (1,000円未満の端数は切り捨て)	20万円

改造工事に要した費用とは、浄化槽の清掃・改造、ポンプの購入・設置、雨水の集排水管設置などに要した費用のことです。(汚水排管、汚水ますの設置費用は該当しません)

3. 手続方法など……



※申込みの手続きは、指定工事店がお手伝いします。

書類審査に時間を要するため、必ず**工事の前に**(排水設備工事の確認申請書と一緒に)余裕をもってお申し込みください。

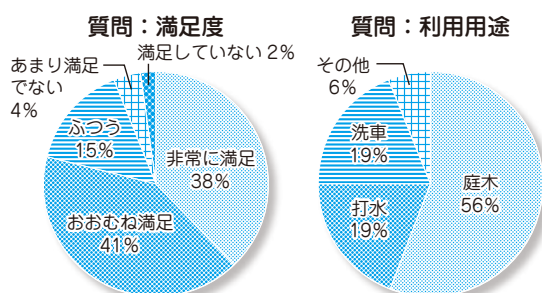
なお、工事着手後は、お申し込みを受け付けることができませんのでご注意ください。

4. 雨水貯留浸透施設の維持管理は……

助成金の交付を受けて設置した雨水貯留浸透施設は、正常に稼働するよう適切な維持管理をしていただくことになります。(改造工事ご希望の際には、浄化槽の耐久性なども考慮してください)

●助成金を利用した方へのアンケート調査

(H27年1月実施 回答数 382件)



詳しくは……

給排水設備課 排水設備担当
☎089-948-6820

雨水利用をする方に市が助成します

〈雨水利用促進助成制度のご案内〉

1. 助成対象となる人

「雨水貯留施設（雨水タンク）」を、自ら所有し居住または業務（営業活動等）で使用している市内の建築物（屋根と雨どいがあるもの）に、雨どいに接続する方法で設置する方（法人も可）。

※ただし、1,000㎡以上の建築物を新築・増築する場合は、条例により対象外となることがあります。

※借家は対象外です。 ※車庫や倉庫のうち、カーポートや組立て式物置など簡易な建物は対象外です。

※申請は同一の建築物について1年度に1回限りです。

2. 助成対象となるタンク

各メーカーが「雨水タンク」として販売しているもの。

※農業用の貯水タンク、中古品のタンクは対象外です。条件を満たす製品であるかご不明な場合は、事前にお問い合わせください。

3. 助成金額は……

種類	内容	助成額	助成限度額	
			摘要	
①小規模 雨水貯留施設	容量100ℓ以上1,000ℓ未満で、雨水タンクとして販売されているもの。中古品は対象外（浄化槽を改造する場合を除く）。	本体購入価格（市が製品ごとに定める本体限度額以内※）の3分の2。 ※本体限度額は、下の水資源対策課HPで公表しています。	100ℓ以上200ℓ未満	3万円
			200ℓ以上400ℓ未満	6万円
			400ℓ以上600ℓ未満	9万円
			600ℓ以上800ℓ未満	12万円
			800ℓ以上1,000ℓ未満	15万円
②中規模 雨水貯留施設	有効貯留容量1,000ℓ以上5,000ℓ未満のもの。	設置工事費（製作費または本体購入価格及び設置工事に要した費用の合計額）の3分の2。	配管・ポンプを備えていないもの	18万円
			配管・ポンプを備えたもの	20万円
			配管・ポンプを備え、水洗トイレに接続するもの	25万円
③大規模 雨水貯留施設	有効貯留容量5,000ℓ以上で、雨水利用のための配管・ポンプを備えたもの。	有効貯留容量1,000ℓあたり5万円、または設置工事費（中規模雨水貯留施設の場合と同様）の3分の2のいずれか低い方の額。	300万円	

（注）助成額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

4. 助成を受けるには……

雨水貯留施設の種類の問わず、設置工事前に助成対象事業指定申請をする必要があります。事業指定を受ける前に着工されますと助成対象とはなりません。事業指定となった後の手続きについては、通知書送付の際に詳しくご案内いたします。

（申請書の様式は下の水資源対策課HPからダウンロードできます。）

①小規模雨水貯留施設

設置する雨水タンクの品名、基数、設置場所等が決まりましたら、カタログ等（雨水タンクの品名、貯留容量、材質等の仕様を明示した書類）を添付のうえ、「小規模雨水貯留施設助成対象事業指定申請書」を提出またはWEBで申請してください。（事業指定までに10日程度かかります。）

②③中・大規模雨水貯留施設

配置図及び給排水系統図（建物と雨水タンクの位置関係、雨どいからの集水経路やタンクからの給水経路等を明示したもの）とカタログ等（雨水タンクの有効貯留容量、材質等の仕様を明示した書類）、工事金額の見積書を添付のうえ、「中・大規模雨水貯留施設助成対象事業指定申請書」を提出してください。

5. お問い合わせは……

松山市総合政策部 水資源対策課 TEL 089-948-6223

<https://www.city.matsuyama.ehime.jp/kurashi/kurashi/hojokin/usuiriyousokusinn.html>

または、



WEB申請は
こちら

受益者負担金

下水道が整備されると、河川の水質保全、便所の水洗化、悪臭・害虫の発生を防ぐなど生活は快適になりますが、下水道の整備には長い年月と多額の資金が必要なため、一度に全てを整備することができません。下水道は道路や公園と違い、利用できる人や区域が限られるので、整備費用を全て税金でまかなうと、負担の公平を欠くことになります。そこで、土地の所有者（または、権利者等）に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金です。受益者負担金は、下水道処理区内の全ての土地に一度限り賦課されます。

※浅海地区の方は、受益者負担金を受益者分担金（負担金を分担金）と読み替えてください。

1. 負担金の対象となる土地（受益地）は……

下水道が整備される区域内的の土地は、全て負担金の対象となります。空き地や駐車場など建物が建っていない土地、公共ますを設置しない場合、下水道に接続しない場合も全て対象です。



2. 負担金を納付する人（受益者）は……

受益者となる方は、原則として、下水道が整備された区域内的の土地の所有者です。

ただし、地上権や賃貸借など、何らかの権利の目的となっている土地は、その土地の所有者と地上権等の権利を有する人（権利者）とが話し合いの上で、受益者を定めることができます。

3. 負担金の額は……

負担金の額は、土地の面積に、処理区別の1㎡当たりの単価を乗じた額です。（1筆ごとに10円未満の端数切捨て）

$$\text{土地の面積（公簿面積）} \times \text{1㎡当たりの単価} = \text{受益者負担金}$$

1㎡当たりの単価	
中央処理区	250円※
西部処理区	250円
北部処理区	253円
北条処理区	300円

※中央処理区内で平成3年度以前に都市計画法第59条第1項の認可を受けた区域は152円

※上野処理区は、算定方法が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

4. 徴収猶予と減免について……

◎徴収猶予

受益者が災害や盗難、生活困窮などにより負担金を納付することが一時困難な場合（公の証明書などを添付）、または、受益地が農地などの場合は、徴収を猶予する制度があります。

◎減免

次の場合などその状況により、減免する制度があります。

- 地域の自治団体が公共の用に供している土地
- 学校・幼稚園・神社仏閣等の土地
- 生活扶助者
- 文化財保護のための施設用地
- など

5. 異動の届け出について……

◎受益者を変更したいとき

受益者決定後、売買その他の事由で受益者に異動があり、新しい方に負担金を引き継ぐときは、届け出が必要です。徴収猶予が適用された土地も必要です。

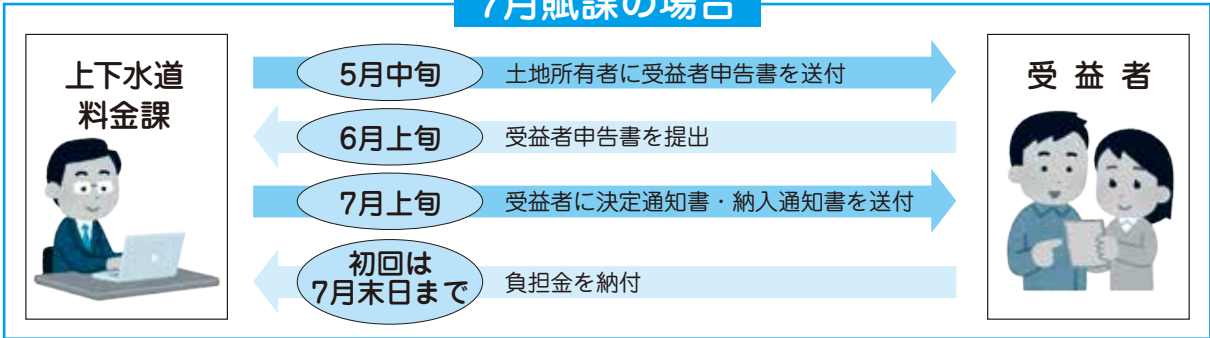
届け出があった日以降に納期限が到来する負担金は、新しい受益者に納付をお願いします。なお、届け出がないときは、引き続き旧受益者に負担金を納めていただきます。

◎住所を変更するとき

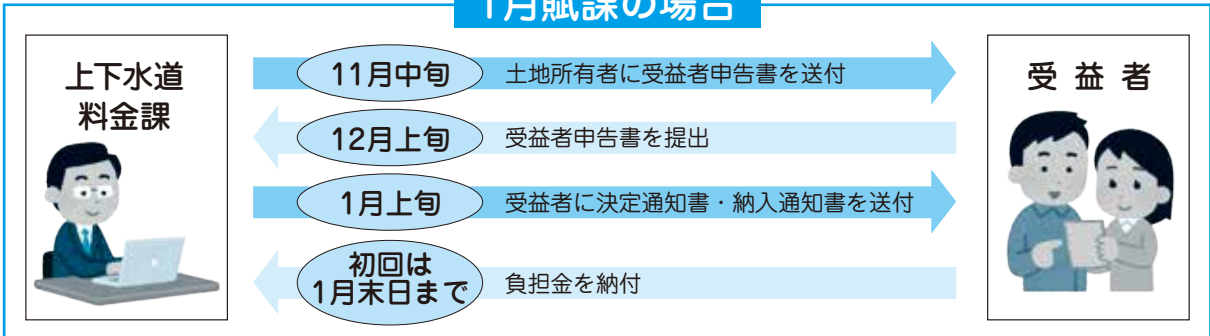
受益者の住所や書類の送付先などを変更するときは、速やかに届け出てください。

6. 申告から納付までの流れ

7月賦課の場合



1月賦課の場合



※受益者申告書は、原則、土地所有者に送付します。この申告は、負担金の賦課対象決定の基礎となるものですので、権利者の有無にかかわらず必ず提出してください。期限までに提出がない場合は、土地の所有者を受益者と認定して賦課します。

7. 負担金の納付方法は……

9回分割、または、一括のどちらかご都合のよい方法で納付してください。

納期	年度	第1期	第2期	第3期	年度計
		(7月末日)	(10月末日)	(1月末日)	
① 9回 分割	初年度	6,000円	5,500円	5,500円	17,000円
	2年度	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
	3年度	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
	4年度	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
② 一括	全納期一括			50,000円	

納期	年度	第1期	第2期	第3期	年度計
		(7月末日)	(10月末日)	(1月末日)	
① 9回 分割	初年度	—	—	6,000円	6,000円
	2年度	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
	3年度	5,500円	5,500円	5,500円	16,500円
	4年度	5,500円	5,500円	—	11,000円
② 一括	全納期一括			50,000円	

※分割納付用の納入通知書には「第1期」「第2期」「第3期」、一括納付用の納入通知書には「全納期一括」と赤字で記載しています。

◎納付場所

松山市役所支所・泊出張所・河中出張所・出口出張所、指定の金融機関(納入通知書裏面に記載しています。)

◎口座振替

口座振替を希望される方は担当へご連絡ください。口座振替依頼書をお送りします。(※分担金は、口座振替できません)

- 月の20日までにお手続きいただくと、翌月以降の期別から口座振替となります。
- 初回分(分割1回目)と一括納付は口座振替できません。
- 口座振替日は、第1期 7月末日/第2期 10月末日/第3期 翌年1月末日です。(金融機関の休業日の場合は、翌営業日が口座振替日になります。)

◎滞納した場合

督促を受けた者がその指定する期限までに負担金を完納しなかったときは、国税滞納処分の例により、滞納処分を受けることになります。

詳しくは……

上下水道料金課 負担金担当

☎089-948-6531

下水道の使用料

下水道には、街を雨水などの浸水から守る役割と、家庭や工場などから出る汚水をきれいな水に処理して川や海に戻し、美しい水環境を守っていく役割があります。

汚水の処理にかかる費用は、その恩恵を受けることができる下水道使用者の皆さまからの使用料でまかなっていくという「受益者負担の原則」があります。

1. 下水道使用料を納めていただく方は……

家庭や工場などから汚水を公共下水道に流される方は、全て対象になります。

なお、公共下水道に接続される際には、必ず下水道の使用開始届を公営企業局に提出してください。

2. 水道水以外の水（井戸水・簡易水道など）を使用して下水道を使用している方へ……

以下のようなときは、下水道使用料の変更・精算が生じることがありますので、直ちに、ヴェオリア・ジェネッツ(株)までご連絡をお願いします。

- (1) 井戸水や簡易水道などを使い始めるとき、やめるとき
- (2) 転入・転出・出生などで使用人数が変わるとき
- (3) 使用目的（営業用⇔個人用）が変わるとき

詳しくは……

ヴェオリア・ジェネッツ(株) 松山営業所
☎089-915-0311

3. 下水道使用料の計算方法は……

水道水や、水道水以外の水（井戸水、簡易水道など）の1か月ごとの排出量をもとに計算します。

- (1) まず、お使いの水に応じた汚水の排出量を算出します。



水道水のみをお使いの方

水道水の使用量が排出量となります。

例えば、
水道水を2か月で40m³ご使用の場合
1か月分の排出量は20m³ (=40m³÷2か月)
2か月分の排出量は40m³
となります。



水道水以外の水（井戸水・簡易水道など）のみをお使いの方

使用人数に応じた別表の認定水量が排出量となります。

例えば、
4人でご使用の場合
1か月分の排出量は25m³
2か月分の排出量は50m³ (25m³×2か月)
となります。



水道水と水道水以外の水を併用してお使いの方

水道水の使用量と使用人数に応じた別表（ ）内の認定水量の合計が排出量となります。

例えば、
水道水を2か月で20m³と水道水以外の水を4人でご使用の場合
1か月分の排出量は22m³
(水道水20m³÷2か月+水道水以外12m³)
2か月分の排出量は44m³
(水道水20m³+水道水以外12m³×2か月)
となります。

【別表】水道水以外の水の認定水量（1か月分）

使用人数	H28年度～
1人	8(4)m ³
2人	14(7)m ³
3人	20(10)m ³
4人	25(12)m ³
5人	30(15)m ³
6人	35(17)m ³
7人	40(20)m ³

注1) この表の（ ）内は、水道水と併用する場合の認定水量です。

注2) 3人を超える場合は、3人の水量に1人当たり5m³を加算します。なお、水道水と併用する場合はその1/2（端数切捨て）となります。

注3) 上野処理区及び農業集落排水処理施設（大浦地区の一部）を利用の場合は、算定方法が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

(2) 次に、汚水の排出量に応じて下水道使用料を計算します。

①使用料表を用いて計算する方法

使用料表（1か月分）

種類	月額基本 使用料	従量使用料		
		段階	汚水排出量	1㎡につき
一般 汚水	1,085円	1	1㎡ ~ 10㎡	33円
		2	11㎡ ~ 20㎡	197円
		3	21㎡ ~ 30㎡	220円
		4	31㎡ ~ 50㎡	227円
		5	51㎡ ~ 100㎡	245円
		6	101㎡ ~ 250㎡	249円
		7	251㎡ ~ 500㎡	264円
		8	501㎡ ~ 1000㎡	279円
		9	1001㎡ ~	295円
公衆浴場 汚水	1,085円	1㎡につき		31円

例えば

一般汚水の排出量が20㎡/月の場合

- ①基本使用料…1,085円
- ②従量使用料…2,300円
 - ・第1段階=330円 (33円×10㎡)
 - ・第2段階=1,970円 (197円×10㎡)
- ①+②…月額3,385円

2か月分は6,770円 (3,385円×2か月) となります。

②速算表を用いて計算する方法

使用料速算表（2か月分）

種類	段階	汚水排出量	使用料速算式
一般 汚水	1	1㎡ ~ 20㎡	33円 × 汚水排出量 (㎡) + 2,170円
	2	21㎡ ~ 40㎡	197円 × 汚水排出量 (㎡) - 1,110円
	3	41㎡ ~ 60㎡	220円 × 汚水排出量 (㎡) - 2,030円
	4	61㎡ ~ 100㎡	227円 × 汚水排出量 (㎡) - 2,450円
	5	101㎡ ~ 200㎡	245円 × 汚水排出量 (㎡) - 4,250円
	6	201㎡ ~ 500㎡	249円 × 汚水排出量 (㎡) - 5,050円
	7	501㎡ ~ 1,000㎡	264円 × 汚水排出量 (㎡) - 12,550円
	8	1,001㎡ ~ 2,000㎡	279円 × 汚水排出量 (㎡) - 27,550円
	9	2,001㎡ ~	295円 × 汚水排出量 (㎡) - 59,550円

例えば

一般汚水の排出量が2か月で40㎡の場合、速算表の第2段階（21㎡～40㎡）に該当しますので
197円×40㎡（汚水排出量）-1,110円=6,770円

※上野処理区及び農業集落排水処理施設（大浦地区の一部）利用の場合は、計算方法が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

4. 下水道使用料のお支払い方法は……

2か月ごとの検針日に、2か月分をまとめて算定します。お支払い（請求）は検針日の翌月となります。なお、水道をご利用の場合は、水道料金と合わせてお支払いいただきます。

口座振替

安全・便利な口座振替納付をおすすめします。

なお下水道に接続される以前から水道料金を口座振替にされている方は、自動的に下水道使用料も合わせて口座振替となります。（振替申込書は金融機関窓口にあります）

自主納付

送付される納入通知書で、期日までに公営企業局指定の金融機関などの窓口やコンビニエンスストア、スマートフォン決済アプリでお支払いください。

水道料金・下水道使用料 早見表（2か月水量）

（一般用：メーター口径13・20mm）

※ 単位：円(税込)

水量 m ³	水道料金	下水道 使用料	合 計	水量 m ³	水道料金	下水道 使用料	合 計
0	1,980	2,170	4,150	50	8,750	8,970	17,720
1	2,036	2,203	4,239	51	8,991	9,190	18,181
2	2,092	2,236	4,328	52	9,232	9,410	18,642
3	2,148	2,269	4,417	53	9,473	9,630	19,103
4	2,204	2,302	4,506	54	9,714	9,850	19,564
5	2,260	2,335	4,595	55	9,955	10,070	20,025
6	2,316	2,368	4,684	56	10,196	10,290	20,486
7	2,372	2,401	4,773	57	10,437	10,510	20,947
8	2,428	2,434	4,862	58	10,678	10,730	21,408
9	2,484	2,467	4,951	59	10,919	10,950	21,869
10	2,540	2,500	5,040	60	11,160	11,170	22,330
11	2,596	2,533	5,129	61	11,427	11,397	22,824
12	2,652	2,566	5,218	62	11,694	11,624	23,318
13	2,708	2,599	5,307	63	11,961	11,851	23,812
14	2,764	2,632	5,396	64	12,228	12,078	24,306
15	2,820	2,665	5,485	65	12,495	12,305	24,800
16	2,876	2,698	5,574	66	12,762	12,532	25,294
17	2,932	2,731	5,663	67	13,029	12,759	25,788
18	2,988	2,764	5,752	68	13,296	12,986	26,282
19	3,044	2,797	5,841	69	13,563	13,213	26,776
20	3,100	2,830	5,930	70	13,830	13,440	27,270
21	3,262	3,027	6,289	71	14,097	13,667	27,764
22	3,424	3,224	6,648	72	14,364	13,894	28,258
23	3,586	3,421	7,007	73	14,631	14,121	28,752
24	3,748	3,618	7,366	74	14,898	14,348	29,246
25	3,910	3,815	7,725	75	15,165	14,575	29,740
26	4,072	4,012	8,084	76	15,432	14,802	30,234
27	4,234	4,209	8,443	77	15,699	15,029	30,728
28	4,396	4,406	8,802	78	15,966	15,256	31,222
29	4,558	4,603	9,161	79	16,233	15,483	31,716
30	4,720	4,800	9,520	80	16,500	15,710	32,210
31	4,882	4,997	9,879	81	16,767	15,937	32,704
32	5,044	5,194	10,238	82	17,034	16,164	33,198
33	5,206	5,391	10,597	83	17,301	16,391	33,692
34	5,368	5,588	10,956	84	17,568	16,618	34,186
35	5,530	5,785	11,315	85	17,835	16,845	34,680
36	5,692	5,982	11,674	86	18,102	17,072	35,174
37	5,854	6,179	12,033	87	18,369	17,299	35,668
38	6,016	6,376	12,392	88	18,636	17,526	36,162
39	6,178	6,573	12,751	89	18,903	17,753	36,656
40	6,340	6,770	13,110	90	19,170	17,980	37,150
41	6,581	6,990	13,571	91	19,437	18,207	37,644
42	6,822	7,210	14,032	92	19,704	18,434	38,138
43	7,063	7,430	14,493	93	19,971	18,661	38,632
44	7,304	7,650	14,954	94	20,238	18,888	39,126
45	7,545	7,870	15,415	95	20,505	19,115	39,620
46	7,786	8,090	15,876	96	20,772	19,342	40,114
47	8,027	8,310	16,337	97	21,039	19,569	40,608
48	8,268	8,530	16,798	98	21,306	19,796	41,102
49	8,509	8,750	17,259	99	21,573	20,023	41,596

※水道料金は、松山地区の一般用のメーター口径13・20mmの金額です。
 ※下水道使用料は、水道のメーター口径に関係なく水量に応じて計算されます。
 ※水道料金は令和5年4月1日、下水道使用料は令和元年10月1日付の改定金額です。
 ※上野処理区及び農業集落排水処理施設（大浦地区の一部）の使用料は、この表とは異なります。

詳しくは………
上下水道料金課 使用料担当
 ☎089-948-6530

公共ますの設置について

公営企業局が行う、下水道本管工事完了後の公共ますの設置は原則自己負担ですが、特別な理由がある場合に限り、公営企業局に公共ますの設置を申請できます。

1. 公共ます設置を申請できる特別な理由とは……

以下に該当するものについては、下水道本管工事完了後でも申請できます。

○現況が農地である。(ただし、転用後は5年以内に申請をすること)

○本管工事の時に、立地条件により、公共ますの設置ができていない土地。

(※詳細は、直接お問い合わせください。)

2. 申請書類は……

(1) 宅内ます設置申請書(第29号様式)

(2) 位置図、平面図

(3) その他、市が必要とする書類

詳しくは……

下水道整備課 私有・柵工事受付担当

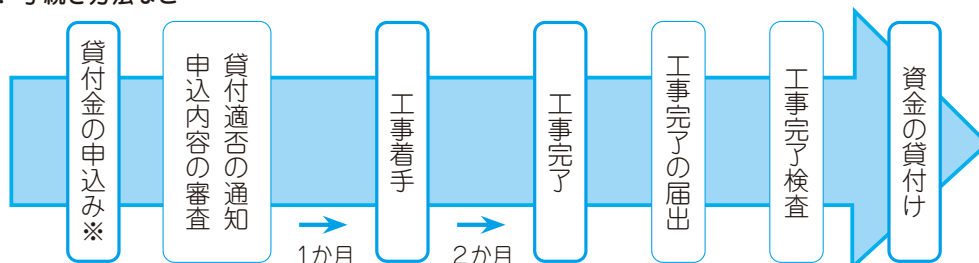
☎089-948-6457

宅内ます設置資金の貸付

この制度は、公共下水道への入口となる宅内ますを自己負担で設置する際に、工事による経済的負担を考え、無利息で設置資金を貸し付けるものです。

※公共下水道への接続工事が伴わない場合は利用できません。

1. 限度額 土地1か所につき60万円(工事費用の範囲内で1万円未満の端数は切り捨て)
2. 利息 無利息
3. 返済 貸付を受けた翌月から毎月1万円の元金均等償還(口座引落はできません)
貸付後に郵送する納付書にて、松山市役所の支所・出張所(北条4出張所を除く)または公営企業局指定の金融機関の窓口にて直接支払って頂きます。
4. 貸付を利用できる方
 - (1) 宅内ますを設置する土地の所有者であること。
 - (2) 設置した宅内ますを「公共ます」として寄附すること。
 - (3) 市県民税、固定資産税及び受益者負担金を滞納していないこと。
 - (4) 連帯保証人(1名…松山市民で、市県民税または固定資産税のいずれか一方を課税され、かつ滞納していない個人の方)がいること。※法人は、連帯保証人になれません。
5. 必要な書類
 - (1) 申込人…印鑑登録証明書、納税証明書(市県民税および固定資産税の両方)
※市県民税が非課税の場合は、非課税証明書が必要
 - (2) 連帯保証人…印鑑登録証明書、納税証明書(市県民税または固定資産税のいずれか一方)
※市県民税の非課税証明書は不可
6. 手続き方法など



※申込みの手続きは、排水設備の工事確認申請書も同時に提出が必要です。

詳しくは……

下水道整備課 私有・柵工事受付担当

☎089-948-6457

私道への公共下水道の敷設

処理区域内の私道に下水道を敷設する場合は、原則として使用される皆さまの費用で敷設していただくかはなりません。

しかし、一定の要件を満たす場合は、申請により公営企業局が私道に公共下水道を敷設します。

1. 要件は……

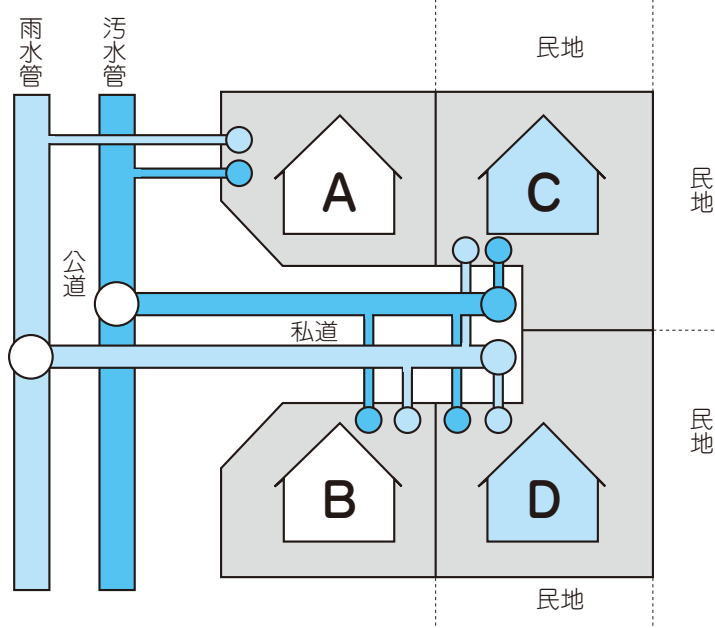
- (1) 私道の両端又は一端が下水道の敷設されている公道に通じていること。(公道に通じてることとなる確実な見込みがあると公営企業管理者が認めた場合を含む。)
- (2) 私道の幅員が1.5m以上あって、公共下水道を敷設することが可能であること。
- (3) 処理区域内に存在し、又は処理区域に面する道路であること。(処理区域内に存在し、又は処理区域に面することとなる確実な見込みがあると公営企業管理者が認めた場合を含む。)
- (4) 当該私道に、下水道の敷設を希望する者が居住する家屋で公道に面していないものが2戸以上あり、その10分の8以上が下水道を使用するための排水設備を速やかに設置することが明らかであること。
- (5) 私道の所有者が、下水道の敷設を承諾していること。
- (6) 下水道事業の受益者負担金、分担金又は区域外接続協力金を滞納しないこと。

2. 申請書類は……

- (1) 下水道敷設申請書(第1号様式) ……1部
 - (2) 私道敷使用貸借契約書(第2号様式) ……2部
 - (3) 下水道敷設希望者名簿(第3号様式) ……1部
 - (4) 私道の所有者を明らかにする公図の写しおよび私道の全部事項証明書 ……1部
 - (5) その他、公営企業局が必要とする書類 ……1~2部
- (注意) 下水道敷設申請書には、願出人および私道関係者(土地所有者、建物所有者、居住者)全員の連署が必要です。

(例) 敷設希望者の区画図

(戸数の数え方について、疑問がある場合はご相談ください。)



左図の場合は2戸になります。

$$C + D = 2 \text{戸}$$

(※A, Bについては、公道に面しているため、戸数に含みません。)

詳しくは……

下水道整備課 私道・柵工事受付担当
☎089-948-6457

私道に共同排水設備を設置する方に 公営企業局が助成します

〈私道共同排水設備設置助成金交付のご案内〉

処理区域内の私道（処理区域に面するものを含む）に公営企業局が公共下水道を敷設するには、私道への公共下水道敷設申請（以下「私道申請」）をしていただく必要があります。しかし、私道所有者の所在が不明等の理由により承諾が得られないことから、私道申請ができない場合は、使用される皆さまが費用を負担して排水設備を設置しなければなりません。

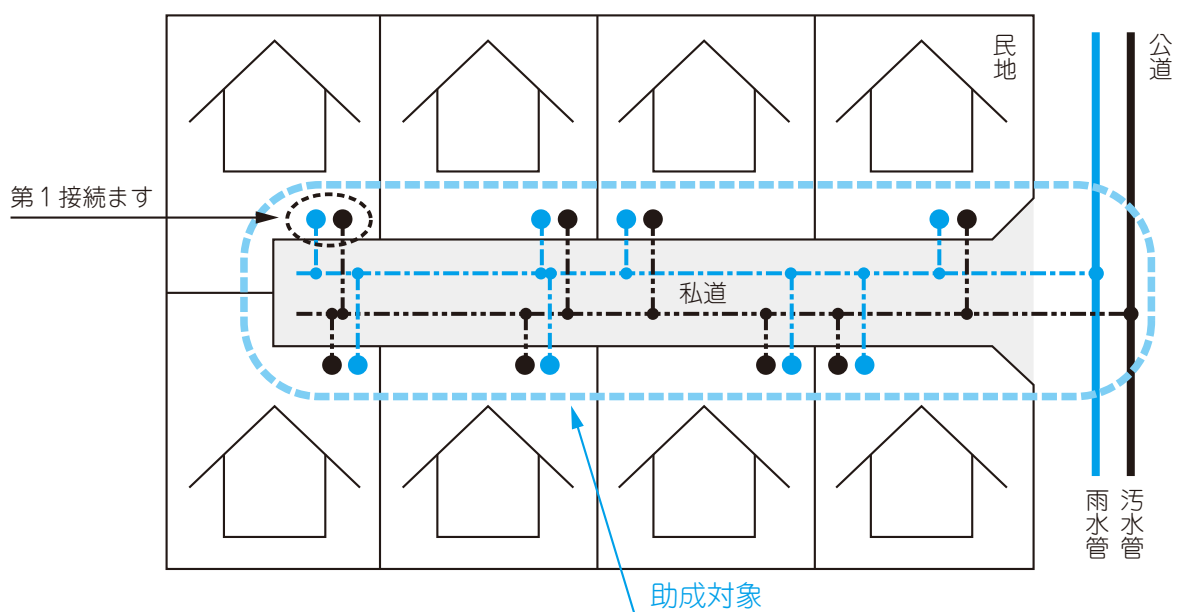
この制度は、私道申請ができず、住民の皆さまが共同排水設備を自費で施工する場合において、その工事費に対して上限を定めて助成し、住民負担の軽減を図るものです。

1. 共同排水設備とは……

第1接続ます（宅内排水設備との接点となるます）から公共下水道に至るまでの排水設備のことです。

（下図鎖線部分）

※第1接続ますまでの宅内排水設備の改造工事は含みません。



2. 助成対象者は……

私道に面する建築物の所有者です。

（ただし、当該建築物に係る土地に賦課される下水道事業の受益者負担金、分担金又は区域外接続協力金を滞納しないこと。）

3. 要件は……

助成金の交付の対象となる事業は、私道に共同排水設備を設置（延長又は更新する場合を含む。以下同じ。）する事業で、次に掲げる要件を全て満たさなければいけません。

- (1) 私道の両端又は一端が公共下水道の敷設されている公道に通じていること。（公道に通じることとなる確実な見込みがあると公営企業管理者が認めた場合を含む。）
- (2) 私道の幅員が1.5m以上あって、共同排水設備を施設することが可能であること。
- (3) 処理区域内に存在し、又は処理区域に面する道路であること。（処理区域内に存在し、又は処理区域に面することとなる確実な見込みがあると公営企業管理者が認めた場合を含む。）
- (4) 私道に面する建築物（公道に面していないものに限る。）が2戸以上あること。
- (5) (4)による建築物のうち、共同排水設備の設置完了後速やかに宅内排水設備を設置するものが10分の8以上あること。
- (6) 次のア又はイのいずれかに該当すること。

ア 私道の所有者が所在不明であることから承諾を得ることができない場合 申請者が、共同排水設備の設置によって生じる問題を自らの責任において処理することを誓約していること。

イ 私道の所有者が共同排水設備の設置に反対していることから承諾を得ることができない場合 申請者が、当該私道を使用する権原を有していることを証する裁判所の確定判決その他これに準じる債務名義を有するとともに、共同排水設備の設置によって生じる問題を自らの責任において処理することを誓約していること。

4. 助成回数は……

同一区間の私道につき1回限りです。

5. 助成金額は……

助 成 対 象	助 成 額
共同排水設備の設置に要した経費 （消費税及び地方消費税を含む。）	公営企業局が別に算出する 標準経費額の2／3以内の額 （1,000円未満の端数は切り捨て）

6. 助成の申請書類は……

- (1) 私道共同排水設備設置工事施行承認申請書（様式第1号）
- (2) 私道共同排水設備設置助成金申請者名簿兼代表者委任状（様式第2号）
- (3) 土地使用承諾書（様式第3号）
- (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

※詳細な説明をいたしますので、必ず事前にご相談ください。

詳しくは……

下水道整備課 私有・柵工事受付担当
☎089-948-6457

公共下水道要望制度について

公共下水道の工事施行箇所は、公営企業局が経済性や工事難易度を考慮して決定していますが、公共下水道を利用したい市民の皆さまが、出来るだけ早く利用できるように要望制度を設け、費用対効果が得られれば、要望のあった路線について優先的に整備計画に反映していくようにするものです。

1. 要件は……

敷設について

事業計画の予定処理区域内の公道で

- (1) 両端又は一端が下水道の敷設されている公道に面する公道であること。
- (2) 幅員が4.0m以上あって、下水道を敷設することが可能であること。
- (3) 処理区域内に存在し、又は処理区域に面する道路であること。

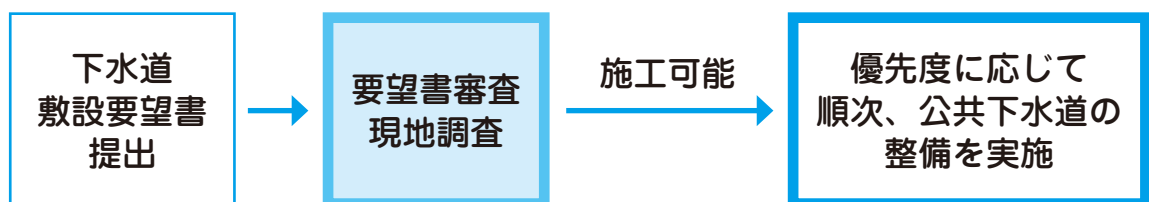
申請について

- (1) 当該道路上に、下水道の敷設を希望する者が居住する家屋が10戸以上あり、その10分の8以上が下水道を使用するための排水設備を速やかに設置することが明らかであること。
- (2) 公共下水道敷設延長10m当り1戸以上、下水道の敷設を希望する者が居住する家屋が存在すること。
- (3) 下水道事業の受益者負担金、分担金又は区域外接続協力金を滞納しないこと。
※詳細につきましては、直接お問い合わせください。

2. 申請書類は……

- (1) 下水道敷設要望書（第1号様式）
- (2) 下水道敷設希望者名簿（第2号様式）
- (3) 位置図、公図、道路部分の全部事項証明書
- (4) その他公営企業管理者が必要と認める書類

3. 申請からの流れ……



※早急な下水道整備の実施を確約するものではありません。

詳しくは……

下水道整備課

☎089-948-6541・6543

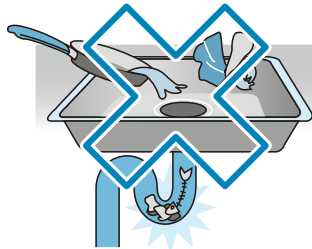
下水道の使い方にご注意を！

下水道は、何でも流していいわけではありません。下水道は、自然や私たちの生活環境を良くするための公共の財産です。一人ひとりが正しく使いましょう。

◆台所では

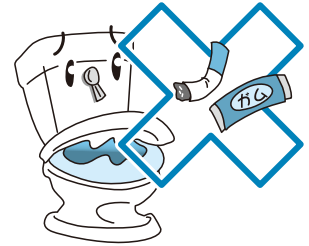
野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油などの食用廃油などを流さないでください。特に油は処理の負担になります。また、固まると管の詰まりの原因になります。

単体型ディスポーザ（食品くず処理機）は、下水処理場が過負荷となったり、節水効果が下がったりしますので、使用を禁止しています。



◆水洗便所では

トイレットペーパー以外の紙やタバコやガムなどの異物は、詰まりの原因となるため流さないでください。



◆マンホール蓋や道路の排水溝

詰まりの原因になりますので、土砂や廃油、木片などの廃棄物を捨てないでください。

マンホール蓋はむやみに開けないでください。



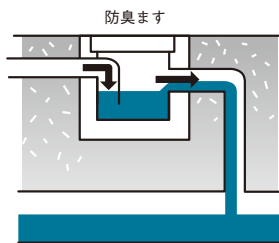
◆危険物は流さない

揮発性の高い危険物（ガソリン、シンナー、余った灯油、塗料、アルコール類など）は、大爆発を起こす原因になります。



宅内の排水設備も定期点検を…

防臭ます



風呂、台所からの汚水が流れ出るところに、防臭ますがあります。パイプの一方が水に浸かって悪臭が部屋に入るのを防ぎます。

防臭ますの中にゴミがたまると悪臭が発生しますので、ますの中に付着しているゴミ、汚物を取り除いてください。防臭ますは、月1回程度掃除しましょう。

中間ます



古くなると、ビニールパイプとモルタルの継ぎ目から、漏水したり、木の根が出たりすることがあります。定期的に点検し、異常があれば、指定工事店に修理を依頼してください。

トイレ



使っていないのに水洗トイレの水が、いつもチョロチョロ流れている場合は「漏水」です。これはタンク内の部品が故障しているのが原因だと考えられます。図の点線で囲んだ部分に水を止める装置がありますから、これを閉めて水を止めたい場合、指定工事店に修理を依頼してください。

公共下水道の整備計画

区	全体計画		事業計画		計
	面積 (ha)	人口 (人)	面積 (ha)	人口 (人)	
中央処理区	3,464.2	258,060	3,219.6	240,070	6,943.4
西部処理区	2,354.0	130,300	2,134.4	399.1	427,526
北部処理区	531.9	22,040	588.2	18,200	6,346.4
上野処理区	5.1	326	5.1	335	398,615

凡 例	
全体計画区域	中央処理区
	西部処理区
	北部処理区
	上野処理区
事業計画区域	中央処理区
	西部処理区
	北部処理区
	上野処理区



上野処理区

北部処理区

北部浄化センター

中央浄化センター
中央処理区

西部処理区

西部浄化センター



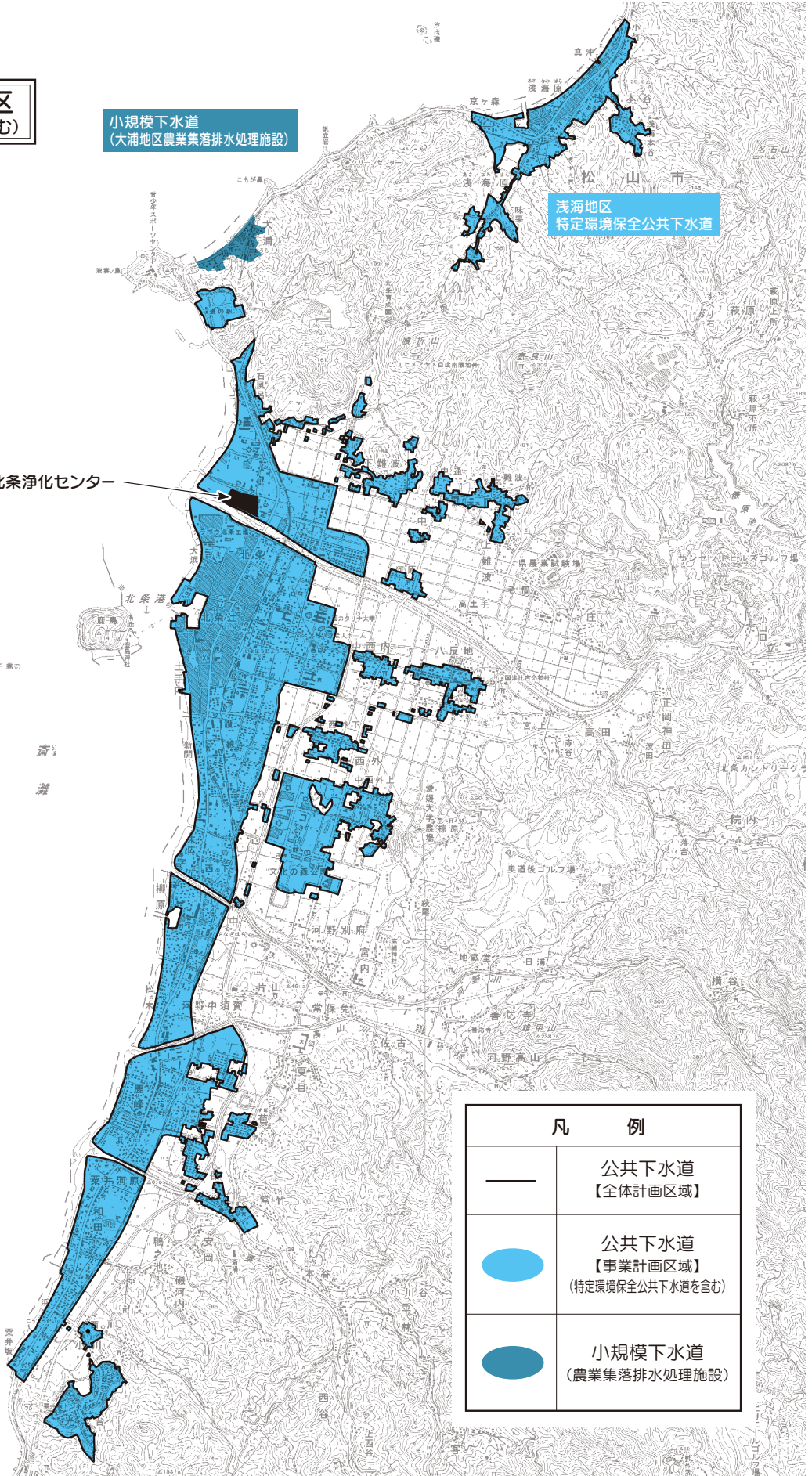
北条処理区
(小規模下水道を含む)






小規模下水道
(大浦地区農業集落排水処理施設)

浅海地区
特定環境保全公共下水道

北条浄化センター



凡 例	
	公共下水道 【全体計画区域】
	公共下水道 【事業計画区域】 (特定環境保全公共下水道を含む)
	小規模下水道 (農業集落排水処理施設)

Q & A

Q 1 : 下水道を使用するための工事は、いつからできますか？

A 1 : 供用開始日から、下水道への接続工事をしていただくことができます。(供用開始日は事前に文書でお知らせいたします。)

Q 2 : 下水道の接続義務は？

A 2 : 原則、建物の所有者に義務付けられています。

Q 3 : 下水道への接続期限は？

A 3 : 浄化槽の場合は供用開始日から3か月です。くみ取り便所の場合は3年です。

Q 4 : 宅内排水設備とは？

A 4 : トイレ・風呂・台所など、排水の流し口から公共ますまでの宅地内の排水管、ますなどのことをいいます。
この排水設備の設置、維持・管理は、原則、建物所有者が行います。

Q 5 : 宅内排水設備の工事はどこに頼めばいいのですか？

A 5 : 宅内排水設備の工事には専門的な知識と技術が必要ですので、必ず公営企業局指定の『指定工事店』(26ページ)に依頼してください。

Q 6 : 宅内排水設備の工事費用にどれくらいの費用が必要ですか？

A 6 : 敷地や家屋の広さ、水回りの位置や公共ますまでの距離、現在の排水管の状況などのほか、使用資器材の材質によって金額は変わります。詳しくは『指定工事店』にご相談ください。

Q 7 : 宅内排水設備の工事費の支援制度はありますか？

A 7 : くみ取り便所や浄化槽から公共下水道へ接続工事を行う際に、無利息の貸付制度があります。
詳しくは8ページをご覧ください。

Q8：下水道の受益者負担金とは？

A8：下水道が整備された土地の所有者（建物のない土地なども含む）などから建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金【一度限りの賦課】です。詳しくは11～12ページをご覧ください。

Q9：受益者負担金を納める人は？

A9：原則、土地の所有者です。

Q10：下水道の使用料はどれくらい必要ですか？

A10：使用した上水道の水量に応じてかかります。詳しくは15ページの下水道使用料早見表をご覧ください。

Q11：井戸水・簡易水道を使用しているのですが？

A11：一般家庭の場合は各家庭の居住している人数で1か月の汚水排出量を決めています。詳しくは13～14ページをご覧ください。

Q12：私道への公共下水道について？

A12：下水道の使用できる区域で私道に面した家屋の場合は、原則として使用される皆さまの費用で下水道管の工事をしていただくのではなく、一定の要件を満たす場合は、申請により公営企業局が私道に公共下水道管の工事をします。詳しくは17ページをご覧ください。

Q13：下水道が詰まった場合はどうすればいいですか？

A13：下水道が詰まった場所によって対応方法が異なります。
宅内排水設備が詰まった場合は、ご自身で清掃するか専門業者（排水管詰まり清掃業）にご依頼ください。（4ページの宅内排水設備図参照）公共下水道部分が詰まった場合は、下水道管理課 維持・普及担当（電話089-948-6489）にご連絡ください。
※市内中心部の合流式区域では、宅内ますや取付管は個人財産で、宅内排水設備と同様に個人管理となります。この区域では公営企業局の管理は本管のみです。

松山市下水道排水設備工事 指定工事店名簿

令和6年5月現在

※名簿は公開を了解した指定工事店を掲載しています

〈名簿の見方〉

お近くの工事店を見付けやすいように地区順に掲載していますが、お住まいの地区に関係なく、工事店をお選びいただくことができます。

登録番号	工事店名称	電話番号	給水装置	住所	校区
000	□□□□□(株)	000-0000	○	□□□□□□□□□□	番町
000	□□□□□	000-0000	○	□□□□□□□□□□	東雲
000	(有)□□□□□	000-0000	○	□□□□□□□□□□	八坂
000	□□□□□	000-0000	○	□□□□□□□□□□	
000	□□□□□	000-0000	○	□□□□□□□□□□	

37ページ以降に
五十音順の
索引があります

「給水装置」欄の○印は、上水道の「給水装置工事事業者」の資格を併せて取得している工事店です。

くみ取りトイレの改造工事は、上水道の増設を伴うため、この資格を取得している工事店でないと施工できません。

排水設備工事は必ず指定工事店で！

指定工事店以外で工事を施工することは、違法工事として処罰の対象となりますのでご注意ください。

※「給水装置」欄の○印は、上水道の「給水装置工事事業者」の資格を併せて取得している工事店です。くみ取りトイレの改造工事は上水道の増設を伴うため、この資格を取得している工事店でないと施工できません。

※選定にあたっては、複数の工事店に見積りを依頼して比較検討することをお勧めします。その際、見積料が必要となる場合がありますので事前にご確認ください。(公営企業局で工事店をあっ旋することはできません。)

※お近くの工事店を見付けやすいように校区順に掲載していますが、お住まいの校区に関係なく、工事店をお選びいただくことは可能です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
236	愛生創工	934-0505	○	松山市西一万町4番地11	東雲
85	(有)八倉水道工業所	945-8484	○	松山市立花六丁目4番23号	素鷲
88	(株)大塚水道	943-5111	○	松山市中村四丁目13番39号	
315	(有)黒川工業	941-2249	○	松山市拓川町7番11号	
475	(株)都クリーン	943-2656	×	松山市小坂五丁目14番16号	
588	トモ設備	921-0150	×	松山市立花四丁目1番12号	
691	ヤマノ水道	916-9734	○	松山市立花三丁目6番9号	
91	(有)大協設備商会	943-0167	○	松山市小栗七丁目13番22号	雄郡
109	(有)和泉水道工業所	945-1275	○	松山市竹原四丁目9番13号	
195	(有)小椋設備工業	947-0440	○	松山市竹原四丁目9番9号	
216	(有)寿土建	973-5297	×	松山市土居田町314番地3	
281	藤ホーム・テック	906-1623	○	松山市小栗四丁目1番28号	
334	コースイ設備工業	972-3588	○	松山市土居田町726番地3	
347	(有)城市組	943-2244	×	松山市小栗七丁目3番36号	
410	(有)昭英ガス	972-2467	○	松山市針田町229番地5	
411	(有)ショーキシーユースシステム	972-6360	○	松山市針田町202番地18	
620	(株)ひがし	921-1551	○	松山市藤原一丁目4番24号	
693	(株)Work-M	932-5698	○	松山市小栗二丁目2番33号	新玉
37	(株)塩見配管	921-3332	○	松山市三番町六丁目3番地10	
65	東洋水道(株)	945-6646	○	松山市南江戸一丁目1番12号	
412	関西住機(株)	961-4467	○	松山市宮田町107番地2	
587	(株)栗林設備	904-7242	○	松山市南江戸五丁目2番21号	
644	(株)松山生協	946-1611	○	松山市三番町八丁目325番1	味酒
72	(株)四電工 愛媛支店	925-1103	○	松山市六軒家町1番13号	
110	三和ダイヤ工業(株)	925-3876	○	松山市平和通五丁目6番地5	
165	(株)平和設備	945-6017	○	松山市平和通五丁目1番地20	
167	(株)八木設備	922-1669	○	松山市美沢二丁目3番6号	
196	(有)カワハラ	924-4670	○	松山市木屋町二丁目4番地7	
313	(株)みずほ工業	933-3124	○	松山市平和通六丁目3番地4	

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
484	(株)ダイキアクシス	927-2222	○	松山市美沢一丁目9番1号	味酒
492	西原総合設備	907-6046	○	松山市味酒町二丁目9番地14	
599	(有)葉月建設	907-3190	○	松山市衣山五丁目14番地19	
661	松山市管工事業協同組合	925-2023	○	松山市美沢二丁目7番48号	
18	(株)松原水道工業所	922-8220	○	松山市山越一丁目8番7号	清水
36	(株)友近工務店	922-4453	○	松山市姫原二丁目5番35号	
53	(株)久保工業所	923-0628	○	松山市山越一丁目18番2号	
177	(有)東水道工業	904-6511	○	松山市木屋町三丁目13番地8	
200	(有)三愛設備工業	924-7590	○	松山市山越六丁目14番1号	
359	(株)三浦組	924-6351	×	松山市山越四丁目4番23号	
61	(株)勝山水道工業所	975-4477	○	松山市三町三丁目3番34号	桑原
190	(有)伊藤設備	921-5863	○	松山市樽味二丁目1番2号	
223	(株)カトウ	933-7900	○	松山市桑原三丁目15番11号	
254	(有)ワセダ工業	975-2246	○	松山市三町二丁目12番12号	
421	(株)アクア	932-9810	○	松山市桑原七丁目5番23号	
523	(株)オトイ	910-1322	○	松山市東野一丁目8番20号	
584	越智設備	975-6032	×	松山市畑寺四丁目2番44号	
612	(株)松村水道工業	907-1455	○	松山市畑寺町丙89番地2	
635	(株)みや設備不動産	916-4875	○	松山市東野四丁目1番10号	
669	松村設備	090-5271-4679	○	松山市東野四丁目10番20号	
241	(株)DAD	989-7810	○	松山市道後樋又4番30号	道後
56	(株)福崎組	951-0730	×	松山市大可賀二丁目3番17号	味生
73	富士水道工業(有)	971-1355	○	松山市空港通三丁目8番30号	
255	菊池建設工業(株)	953-1256	○	松山市別府町620番地2	
256	津田商会	953-4747	○	松山市北斎院町867番地2	
264	(有)ユニット商会	952-8882	○	松山市別府町3番地26	
265	(株)環研エンジニアリング	973-5330	○	松山市空港通三丁目7番5号	
293	味生建設(株)	951-1098	×	松山市別府町158番地4	
503	(株)ヒロケンテクノス	926-1320	×	松山市山西町1358番地63	

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
509	(株)池田水道	989-6440	○	松山市別府町339番地1	味生
529	(有)リンク	968-9027	×	松山市北斎院町1141番地1	
536	正栄設備工業(有)	953-0508	○	松山市北斎院町1250番地6	
593	室設備	989-5405	○	松山市北斎院町1004番地6	
209	(有)西野工務店	973-8811	○	松山市久保田町388番地3	生石
356	崎山設備	973-7473	○	松山市富久町515番地富久団地2棟13号	
419	福山住設	971-0943	○	松山市高岡町732番地15	
487	ユウスイ住設	973-8673	○	松山市南吉田町521番地2	
562	(有)山内設備	971-3996	○	松山市久保田町313番地4	
657	土岐設備	922-9838	○	松山市高岡町783番地57	
671	福岡水道	965-2207	○	松山市南吉田町1028番地4	
690	(株)マルタケ設備	973-4146	○	松山市高岡町398番地13	
417	(株)弘成建設	972-4671	×	松山市西垣生町2160番地1	垣生
652	(有)三宝	972-0937	×	松山市西垣生町907番地2	
173	大野設備(有)	952-7268	○	松山市中須賀一丁目17番25号	宮前
210	四国設備工業	943-8350	○	松山市桜ヶ丘9番1号-3	
239	岡崎建設	992-9333	×	松山市桜ヶ丘9番7号	
263	松田兄弟設備	953-3657	○	松山市古三津一丁目2番21号	
326	(株)山崎水道	952-5113	○	松山市ひばりヶ丘10番26号	
520	(株)堀切産業	952-7011	○	松山市内浜町7番6号	
611	シフト(有)	907-6388	○	松山市中須賀二丁目5番19号	
660	(株)三千工業	953-3507	○	松山市内浜町14番16号	
123	(有)信栄水道工事	952-3456	○	松山市須賀町2番3号	三津浜
260	(株)ベネアス	952-5060	×	松山市三津三丁目2番37号	
295	四国興建(株)	952-2579	×	松山市三津一丁目11番23号	
19	(株)福田組	989-9411	×	松山市高浜町一丁目1398番地2	高浜
502	(株)アラウンド	952-2244	○	松山市松ノ木一丁目2番50号	
504	(有)石崎建設	951-2348	×	松山市高浜町三丁目1480番地1	
12	(株)三枝工業	997-8374	○	松山市安城寺町523番地3	久枝

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
89	高月水道工業所	922-1601	○	松山市東長戸一丁目10番41号	久枝
117	(有)大下水道工業所	908-9111	○	松山市安城寺町1456番地1	
149	愛媛冷暖房(株)	917-6033	○	松山市久万ノ台223番地3	
187	(有)渡部設備	925-6818	○	松山市鴨川三丁目1番45号	
225	(有)北垣設備	927-2644	○	松山市西長戸町103番地5	
229	(有)ディガー	927-2244	○	松山市安城寺町701番地1	
230	(有)テラモト	926-7550	○	松山市安城寺町132番地4	
282	共友工業(株)	923-7078	○	松山市久万ノ台941番地1	
288	港産業(株)	923-0315	×	松山市東長戸四丁目5番38号	
339	(株)暁設備	948-4423	○	松山市安城寺町278番地4	
518	(有)東和開発	917-9117	×	松山市久万ノ台乙237番地2	
596	(株)レオ工業	989-7347	○	松山市安城寺町1737番地6	
600	エムズ設備	090-6884-5382	○	松山市東長戸二丁目9番12号	
20	(株)HOKKO	978-0646	○	松山市志津川町67番地1	
30	重松兄弟設備(株)	978-2011	○	松山市谷町甲78番地1	
93	徳寿工業(株)松山支店	979-0188	○	松山市谷町100番地2	
357	(有)リビングセンター	922-5200	○	松山市鴨川一丁目5番34号	
381	(有)友近環境整備商会	924-8340	○	松山市吉藤三丁目10番36号	
542	(株)ユメイ	989-9772	○	松山市平田町439番地5	
581	久保設備	979-6420	○	松山市吉藤四丁目6番18号	和気
106	(有)上設工業	992-9927	○	松山市馬木町304番地3	
153	山本設備(株)	979-3460	○	松山市太山寺町2289番地4	
235	(有)芳之内設備	979-4467	○	松山市勝岡町30番地7	
309	(株)共同建設工業	978-4677	○	松山市勝岡町221番地	
311	(株)松山土木工業	960-4848	○	松山市太山寺町915番地	
324	松本建設	979-2314	○	松山市勝岡町76番地5	
639	水族管	978-3896	○	松山市和気町一丁目192番地1	堀江
163	堀江水道工業所	978-1285	○	松山市堀江町甲877番地	
185	(株)木田産業	978-0129	○	松山市堀江町甲1773番地1	

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区	
507	ウォーターガードサービス(株)	960-4811	○	松山市堀江町甲476番地11	堀江	
527	(株)本田建設工業	994-8891	×	松山市福角町786番地		
601	なごみ住設	989-7861	○	松山市堀江町甲1396番地2		
621	(有)来嶋建設	978-1950	×	松山市堀江町甲2045番地3		
677	(有)ナルサ	979-0314	×	松山市福角町甲947番地		
680	(株)ヴェルト	908-9919	○	松山市堀江町甲2031番地		
131	新山水道工業(有)	971-8063	○	松山市保免中一丁目2番8号	余土	
168	(株)ホーム設備	973-6895	○	松山市余戸中二丁目2番1号		
170	中川水道	932-8133	○	松山市保免上二丁目9番5号		
186	愛媛日化サービス(株)	971-2230	○	松山市保免西二丁目3番11号		
253	八坂建設(株)	956-2466	×	松山市市坪南二丁目16番32号		
337	(株)宝永建設	971-8558	×	松山市余戸中三丁目5番40号		
343	(有)泉設備	971-8317	○	松山市余戸西四丁目4番21号		
495	モリエンジニア	965-1236	○	松山市余戸中二丁目15番23号		
641	(株)エコテック四国営業所	913-1618	○	松山市保免上一丁目8番30号		
672	(株)プラミング	994-6952	○	松山市保免中二丁目3番8号		
74	(有)今井設備工業	970-5012	○	松山市来住町1371番地7		久米
115	兵頭水道(株)	947-0571	○	松山市福音寺町564番地7		
159	(株)大門工業	976-0009	○	松山市来住町311番地		
174	(株)吉田設備	956-5411	○	松山市北久米町1097番地4		
211	(株)設備社おおうえ	975-5317	○	松山市来住町644番地5		
215	ティ・ティ・シィ(有)	975-3515	○	松山市来住町1279番地2		
268	(株)キイチ	976-0887	○	松山市来住町9番地1		
318	(有)アイ・エス・ケー	960-1477	○	松山市来住町992番地12		
408	湯浅水道	975-0720	○	松山市南久米町135番地		
586	(有)上宏空調	921-9422	○	松山市福音寺町525番地7		
594	(株)スイヨー松山	975-0841	○	松山市北久米町50番地15		
631	田中設備工業	970-4172	○	松山市久米窪田町86番地1		
654	信設備	970-6607	○	松山市久米窪田町69番地5		

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区	
662	丸一総合設備	970-5132	○	松山市北久米町319番地5	久米	
465	宮内水道設計	977-7200	○	松山市食場町乙102番地92	湯山	
488	(株)坂本重機建設	977-0332	○	松山市食場町甲167番地5		
193	(有)愛新設備商会	977-8304	○	松山市下伊台町151番地75	伊台	
352	三浦設備工業	914-0304	○	松山市下伊台町1226番地17		
468	(有)森本設備	977-0778	○	松山市白水台一丁目7番地6		
674	大伸建設(有)	977-6650	×	松山市下伊台町711番地		
75	三坂設備工業(株)	909-4578	○	松山市北梅本町甲710番地8	小野	
156	恒和設備工業(株)	975-3315	○	松山市北梅本町637番地		
506	剣産業	976-2478	×	松山市水泥町333番地29		
545	(株)ヒコ配管設備	961-1762	○	松山市北梅本町甲792番地1		
127	(有)河合水道工業	905-1319	○	松山市井門町1071番地1	浮穴	
146	新崎住宅設備(株)	957-5413	○	松山市井門町81番地5		
179	(株)カンセイ	970-0111	○	松山市南高井町1689番2		
197	(有)山陽商会	956-6107	○	松山市井門町1475番地6		
203	(有)土居設備	956-5237	○	松山市森松町461番地33		
228	玉井産業(株)	956-0065	○	松山市森松町650番地1		
332	(有)サン・ヨーゴ	956-7767	○	松山市井門町54番地9		
467	(株)藤本配管	970-8287	○	松山市南高井町1752番地1		
474	参鍋設備	956-7927	○	松山市森松町930番地3		
498	(株)三好設備	904-1631	○	松山市森松町472番地17		
560	(株)アクセル松山	997-7822	○	松山市南高井町1289番地4		
576	なかたに水道	993-6867	○	松山市井門町161番地22		
595	(株)戒田商事	956-2295	○	松山市井門町190番地1		
622	(有)エントロピー	970-7070	○	松山市森松町147番地5		
645	(株)ネクセル	968-2997	○	松山市南高井町806番地1		
684	合同会社西・水電設備	080-8649-3223	○	松山市森松町478番地20		
54	(有)松岡水道工業所	916-4213	○	松山市古川北一丁目1番15号		石井
76	(株)大和設備	956-8322	○	松山市居相一丁目3番3号		

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
134	(有)門屋設備	956-3713	○	松山市居相六丁目2番4号	石井
169	アイティー(株)	957-5888	○	松山市今在家一丁目3番7号	
208	(株)ウォータークリエイト	958-4876	○	松山市古川南三丁目1355番1	
252	宮尾設備	956-3790	○	松山市古川南二丁目13番13号	
257	(有)道下建設	956-4301	○	松山市北井門四丁目18番5号	
273	(有)樋野土木	957-4767	×	松山市古川西二丁目16番21号	
289	寿建材(株)	956-5374	○	松山市北土居三丁目15番24号	
358	西弘建設(株)	956-2868	×	松山市北土居二丁目1番34号	
391	敏設備(有)	956-6562	○	松山市星岡五丁目5番12号	
485	(株)ちはや設備	907-1514	○	松山市北井門三丁目1番9号	
517	(有)富士住研	998-3656	○	松山市和泉北一丁目10番14号	
535	(有)三和機電工業	941-8057	×	松山市朝生田町三丁目7番17号	
541	大蒼設備	977-9307	○	松山市西石井一丁目4番21号	
549	フモト建設(株)	957-4141	×	松山市土居町737番地3	
561	(株)サンフィールズ	956-8844	○	松山市古川西三丁目7番30号	
567	中川設備	958-8103	×	松山市西石井三丁目2番26号	
575	エコ企画	958-1357	×	松山市星岡二丁目1番5号	
643	(株)ヨシケンコーポレーション	956-8709	×	松山市北井門四丁目19番3号	
681	(株)タナカ	916-9416	○	松山市古川西三丁目13番5号	
316	山創工業	960-8378	○	松山市大橋町206番地	荏原
388	(株)松本設備	963-5760	○	松山市東方町甲2329番地1	
405	(株)エムテック	960-8880	○	松山市津吉町1059番地	
505	(有)八生建設工業	963-1422	○	松山市津吉町1074番地	
32	(株)交建社	963-4740	○	松山市浄瑠璃町甲206番地	坂本
658	セキオカ住設	963-3735	○	松山市久谷町甲8番地11	
432	(有)浜田ポンプ	995-0542	○	松山市浅海原甲751番地1	浅海
427	(有)北真工務店	992-1796	×	松山市下難波甲1141番地1	難波
430	高土手建築センター(有)	993-1727	○	松山市上難波甲110番地	
434	渡部設備工業	993-0767	○	松山市下難波甲1427番地3	

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
243	(株)ケイ・アール総合企画	911-7800	○	松山市八反地甲1682番地	正岡
493	(有)重見建設	992-0190	×	松山市中西内471番地2	
683	(株)栲山設備	992-4930	○	松山市正岡神田甲176番地	
431	新玉水道(有)	993-0030	○	松山市北条辻141番地2	北条
441	波頭金物(有)	993-0810	×	松山市北条777番地	
443	光成水道	993-2589	○	松山市北条辻650番地3	
569	西崎設備	993-0383	○	松山市北条辻910番地4	
679	住設工房あるる	992-1305	○	松山市北条辻1007番地9	
383	くるしまホームサービス	984-7378	○	松山市河野別府443番地1	河野
438	(有)山本金物建材	992-0353	○	松山市柳原395番地	
494	(有)山大建設	904-3620	×	松山市河野中須賀314番地2	
559	プラネット設備建築	994-1800	×	松山市河野中須賀316番地17	
439	(有)西原組	994-0664	×	松山市久保385番地1	粟井
579	(株)大野設備	994-7720	○	松山市久保55番地1	
668	(株)大崎水道工業	997-1226	○	松山市神浦61番地	中島
261	(株)山内工業	0898-32-1983	○	今治市本町七丁目3番35号	市外
285	(有)港南設備	089-982-4487	○	伊予市稲荷甲739番地1	
300	(有)シー・シー・アイ	089-962-2396	○	伊予郡砥部町宮内927番地	
322	中屋敷住宅ホーム	089-984-2433	×	伊予郡松前町大字永田3番地4	
323	(有)アソーポンプ商会	089-957-4046	○	伊予郡砥部町高尾田480番地2	
327	西岡建材(株)	089-982-0223	○	伊予市下吾川946番地1	
341	上本住宅設備(株)	089-964-1213	×	東温市田窪1133番地5	
350	(株)さくら工業	0898-48-2221	○	今治市喜田村四丁目13番53号	
363	(有)オカダ設備	089-985-1660	○	伊予郡松前町大字永田579番地1	
366	(株)愛水	0897-34-1313	○	新居浜市久保田町二丁目1番45号	
386	(有)日進工業	089-984-6972	×	伊予郡松前町大字恵久美558番地	
402	武智水道工業(株)	089-982-1268	○	伊予市上三谷1428番地	
418	(株)佐々木工業所	089-983-0450	○	伊予市湊町66番地	
420	水道サービス吉川	089-955-0761	○	東温市横河原181番地2	

※松山市内の市外局番は「089」です。

登録番号	工事店名	電話番号	給水装置	住所	校区
445	長井設備(株)	0898-54-2032	○	今治市菊間町浜549番地	市外
478	(株)長井商会	0898-32-2929	○	今治市常盤町四丁目7番地8	
479	(株)シオミ	089-957-1418	○	伊予郡砥部町高尾田873番地	
483	(株)アイテック	089-954-3251	○	伊予郡松前町大字浜773番地1	
486	松田工業(株)	0898-54-3390	○	今治市菊間町池原914番地	
489	丸石設備工業(株)	0898-22-7732	○	今治市中寺1008番地1	
497	大磯水道	089-904-8288	○	伊予郡松前町大字筒井1019番地5	
501	(株)矢野金物店	0893-24-3043	×	大洲市中村542番地1	
511	(株)明成	0895-24-0050	○	宇和島市伊吹町甲1323番地1	
519	(有)渡部興産	089-964-8435	×	東温市志津川1791番地の1	
538	吉村設備	089-962-5977	○	伊予郡砥部町大南2065番地	
554	(有)三和冷熱	0898-22-3011	○	今治市黄金町三丁目2番地4	
555	亀川設備工業(株)	0898-64-5880	○	西条市高田493番地3	
563	三原設備(株)	0894-36-0718	○	八幡浜市保内町喜木1番耕地479番地	
572	(株)マルイ設備工業	0897-56-4205	○	西条市福武甲1194番地2	
585	(株)ニシエイ建材	089-984-7272	○	伊予郡松前町大字大溝455番地1	
598	鎌田電気水道(株)	0898-52-2021	○	今治市波方町岡甲263番地5	
603	(有)近代設備工業	0898-47-5380	○	今治市喜田村一丁目8番21号	
604	豊田設備	089-982-6867	○	伊予市下吾川1587番地2	
607	松山住宅設備修理センター設備のナカムラ	089-993-5711	○	東温市吉久643番地49	
608	寿工業	089-962-3068	○	伊予郡砥部町北川毛28番地1	
609	宮脇設備	089-994-6150	○	伊予市宮下2000番地15	
610	(株)藤川設備	0895-49-1543	○	宇和島市保田甲263番地1	
613	(株)関谷水道	089-962-6450	○	伊予郡砥部町川井1138番地	
616	(有)フジモト設備	089-964-8221	○	東温市牛淵1846番地の6	
628	コウセイ設備	089-962-7720	○	伊予郡砥部町宮内1998番地10	
629	(有)村上設備	089-964-8696	○	東温市牛淵605番地	
630	加藤電気水道	089-966-2680	○	東温市松瀬川甲698番地1	
636	(株)篠宮工業所	0898-31-0353	○	今治市南鳥生町二丁目2番29号	

登録番号	工 事 店 名	電話番号	給水装置	住 所	校区
637	(株)富田水道工業所	0898-23-6116	○	今治市八町西四丁目1番12号	市外
640	水栄建設工業(株)	089-993-8655	○	伊予郡砥部町高尾田656番地1	
642	(株)イズミ設備	089-904-2105	○	東温市則之内乙2490番地1	
648	マスダ水道設備	0893-25-4178	○	大洲市市木951番地36	
650	浅海設備工業(株)	0898-23-7613	○	今治市黄金町5丁目1番地5	
659	共働設備工業(株)	0898-52-7081	○	今治市徳重287番地1	
663	(有)住吉産業	0893-52-1531	○	大洲市長浜町上老松3番地12	
666	(有)さくらい設備	089-964-8149	○	東温市野田一丁目18番地16	
675	山内水道サービス	090-3460-2796	○	今治市宮ヶ崎甲720番地2	
676	(株)大北設備	089-964-6162	○	東温市牛淵1647番地2	
678	(株)タクボ設備	0898-31-0227	○	今治市立花町三丁目3番18号	
682	(有)河井設備	089-962-5735	○	伊予郡砥部町高尾田1137番地2	
692	高木設備	0892-57-0106	○	上浮穴郡久万高原町東川35番地1	
694	(株)佐々木工業	0898-52-3041	○	今治市東村5丁目2番26号	

索引（指定工事店） あ～さ

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁	
あ	(有)アイ・エス・ケー	アイ・エス・ケー	久米	31	
	愛生創工	アイキノウコウ	東雲	27	
	(有)愛新設備商会	アイシンセツビショウカイ	伊台	32	
	(株)愛水	アイスイ	市外	34	
	アイティー(株)	アイティー	石井	33	
	(株)アイテック	アイテック	市外	35	
	(株)暁設備	アカツキセツビ	久枝	30	
	(株)アクア	アクア	桑原	28	
	(株)アクセル松山	アクセルマツヤマ	浮穴	32	
	浅海設備工業(株)	アサミセツビコウギョウ	市外	36	
	(有)アソーポンプ商会	アソーポンプショウカイ	市外	34	
	(株)アラウンド	アラウンド	高浜	29	
	新玉水道(有)	アラタマスイドウ	北条	34	
	い	(株)池田水道	イケダスイドウ	味生	29
		(有)石崎建設	イザキケンセツ	高浜	29
(有)和泉水道工業所		イズミスイドウコウギョウショ	雄郡	27	
(有)泉設備		イズミセツビ	余土	31	
(株)イズミ設備		イズミセツビ	市外	36	
(有)伊藤設備		イトウセツビ	桑原	28	
(有)今井設備工業		イマイセツビコウギョウ	久米	31	
う		上本住宅設備(株)	ウエモトジュウタクセツビ	市外	34
	(株)ヴェルト	ヴェルト	堀江	31	
	ウォーターガードサービス(株)	ウォーターガードサービス	堀江	31	
	(株)ウォータークリエイト	ウォータークリエイト	石井	33	
え	エコ企画	エコキカク	石井	33	
	(株)エコテック四国営業所	エコテック シコクエイギョウショ	余土	31	
	愛媛日化サービス(株)	エヒメニッカサービス	余土	31	
	愛媛冷暖房(株)	エヒメレイダンボウ	久枝	30	
	エムズ設備	エムズセツビ	久枝	30	
	(株)エムテック	エムテック	荏原	33	
	(有)エントロピー	エントロピー	浮穴	32	
	お	大礪水道	オオイソスイドウ	市外	35
(株)大北設備		オオキタセツビ	市外	36	
(株)大崎水道工業		オオサキスイドウコウギョウ	中島	34	
(有)大下水道工業所		オオシタスイドウコウギョウショ	久枝	30	
(株)大塚水道		オオツカスイドウ	素鷲	27	
大野設備(有)		オオノセツビ	宮前	29	
(株)大野設備		オオノセツビ	粟井	34	
岡崎建設		オカザケンセツ	宮前	29	
(有)オカダ設備		オカダセツビ	市外	34	
(有)小椋設備工業		オグラセツビコウギョウ	雄郡	27	
越智設備		オチセツビ	桑原	28	
(株)オトイ		オトイ	桑原	28	
か		(株)戒田商事	カイダショウジ	浮穴	32
		(株)勝山水道工業所	カツヤマスイドウコウギョウショ	桑原	28
		(株)カトウ	カトウ	桑原	28
		加藤電気水道	カトウデンキスイドウ	市外	35
ㄱ		(有)門屋設備	カドヤセツビ	石井	33

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁		
か	鎌田電気水道(株)	カマタデンキスイドウ	市外	35		
	亀川設備工業(株)	カメガワセツビコウギョウ	市外	35		
	(有)河合水道工業	カワスイドウコウギョウ	浮穴	32		
	(有)河井設備	カワイセツビ	市外	36		
	(有)カワハラ	カワハラ	味酒	27		
	(株)環研エンジニアリング	カンケンエンジニアリング	味生	28		
	関西住機(株)	カンサイジュウキ	新玉	27		
	(株)カンセイ	カンセイ	浮穴	32		
	き	(株)キイチ	キイチ	久米	31	
		菊池建設工業(株)	キクチケンセツコウギョウ	味生	28	
		(有)北垣設備	キタガキセツビ	久枝	30	
(株)木田産業		キダサンギョウ	堀江	30		
(株)共同建設工業		キョウドウケンセツコウギョウ	和氣	30		
共働設備工業(株)		キョウドウセツビコウギョウ	市外	36		
共友工業(株)		キョウユウコウギョウ	久枝	30		
(有)近代設備工業		キンダイセツビコウギョウ	市外	35		
く		(株)久保工業所	クボコウギョウショ	清水	28	
		久保設備	クボセツビ	潮見	30	
	(株)栗林設備	クリバヤシセツビ	新玉	27		
	(有)来嶋建設	クルシマケンセツ	堀江	31		
	くるしまホームサービス	クルシマホームサービス	河野	34		
	(有)黒川工業	クロカワコウギョウ	素鷲	27		
	け	(株)ケイ・アール総合企画	ケイアールソウゴウキカク	正岡	34	
		こ	(株)交建社	コウケンシャ	坂本	33
			(株)弘成建設	コウセイケンセツ	垣生	29
		光成水道	コウセイスイドウ	北条	34	
コウセイ設備		コウセイセツビ	市外	35		
(有)港南設備		コウナンセツビ	市外	34		
恒和設備工業(株)		コウワセツビコウギョウ	小野	32		
コースイ設備工業		コースイセツビコウギョウ	雄郡	27		
寿建材(株)		コトブキケンザイ	石井	33		
寿工業		コトブキコウギョウ	市外	35		
(有)寿土建	コトブキドケン	雄郡	27			
さ	(株)坂本重機建設	サカモトジュウキケンセツ	湯山	32		
	崎山設備	サキヤマセツビ	生石	29		
	(有)さくらい設備	サクライセツビ	市外	36		
	(株)さくら工業	サクラコウギョウ	市外	34		
	(株)佐々木工業	ササキコウギョウ	市外	36		
	(株)佐々木工業所	ササキコウギョウショ	市外	34		
	(有)サン・ヨーゴ	サン・ヨーゴ	浮穴	32		
	(有)三愛設備工業	サンアイセツビコウギョウ	清水	28		
	(株)三千工業	サンゼンコウギョウ	宮前	29		
	山創工業	サンソウコウギョウ	荏原	33		
	参鍋設備	サンナベセツビ	浮穴	32		
	(株)サンフィールズ	サンフィールズ	石井	33		
	(有)三宝	サンボウ	垣生	29		
	(有)山陽商会	サンヨウショウカイ	浮穴	32		
	ㄱ	(有)三和機電工業	サンワキデンコウギョウ	石井	33	

索引（指定工事店） さ～ふ

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁	
さ	三和ダイヤ工業(株)	サンワダイヤコウギョウ	味酒	27	
	(有)三和冷熱	サンワレイネツ	市外	35	
し	(有)シー・シー・アイ	シーシーアイ	市外	34	
	(株)シオミ	シオミ	市外	35	
	(株)塩見配管	シオミハイカン	新玉	27	
	重松兄弟設備(株)	シゲマツキョウダイセツビ	潮見	30	
	(有)重見建設	シゲミケンセツ	正岡	34	
	四国興建(株)	シコクコウケン	三津浜	29	
	四国設備工業	シコクセツビコウギョウ	宮前	29	
	(株)篠宮工業所	シノミヤコウギョウショ	市外	35	
	シフト(有)	シフト	宮前	29	
	住設工房あるる	ジュウセツコウボウアルル	北条	34	
	(有)昭英ガス	ショウエイガス	雄郡	27	
	正栄設備工業(有)	ショウエイセツビコウギョウ	味生	29	
	(有)上宏空調	ジョウコウクウチョウ	久米	31	
	(有)上設工業	ジョウセツコウギョウ	和気	30	
	(有)ショーキーユーシステム	ショーキーユーシステム	雄郡	27	
	(有)城市組	シロイチグミ	雄郡	27	
	(有)信栄水道工事	シンエイスイドウコウジ	三津浜	29	
	信設備	シンセツビ	久米	31	
	す	水栄建設工業(株)	スイエイケンセツコウギョウ	市外	36
		水族管	スイゾクカン	和気	30
水道サービス吉川		スイドウサービスヨシカワ	市外	34	
(株)スイヨ一松山		スイヨーマツヤマ	久米	31	
(有)住吉産業		スミヨシサンギョウ	市外	36	
せ	セキオカ住設	セキオカジュウセツ	坂本	33	
	(株)関谷水道	セキヤスイドウ	市外	35	
	(株)設備社おおうえ	セツビシャオオウエ	久米	31	
た	(株)ダイキアクシス	ダイキアクシス	味酒	28	
	(有)大協設備商会	ダイキョウセツビショウカイ	雄郡	27	
	大伸建設(有)	ダイシンケンセツ	伊台	32	
	大蒼設備	ダイソウセツビ	石井	33	
	(株)大門工業	ダイモンコウギョウ	久米	31	
	(株)大和設備	ダイワセツビ	石井	32	
	高木設備	タカギセツビ	市外	36	
	高月水道工業所	タカツキスイドウコウギョウショ	久枝	30	
	高土手建築センター(有)	タカドテケンチクセンター	難波	33	
	(株)タクボ設備	タクボセツビ	市外	36	
	武智水道工業(株)	タケチスイドウコウギョウ	市外	34	
	(株)タナカ	タナカ	石井	33	
	田中設備工業	タナカセツビコウギョウ	久米	31	
	玉井産業(株)	タマイサンギョウ	浮穴	32	
	ち	(株)ちはや設備	チハヤセツビ	石井	33
		津田商会	ツダショウカイ	味生	28
	つ	剣産業	ツルギサンギョウ	小野	32
ティ・ティ・シー(有)		ティ・ティ・シー	久米	31	
て	(株)DAD	ディーエーディー	道後	28	
	(有)ディガー	ディガー	久枝	30	

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁	
て	(有)テラモト	テラモト	久枝	30	
	(有)土居設備	ドイセツビ	浮穴	32	
と	東洋水道(株)	トウヨウスイドウ	新玉	27	
	(有)東和開発	トウワカイハツ	久枝	30	
	土岐設備	トキセツビ	生石	29	
	徳寿工業(株)松山支店	トクジュコウギョウ マツヤマシテン	潮見	30	
	敏設備(有)	トシセツビ	石井	33	
	(株)富田水道工業所	トミタスイドウコウギョウショ	市外	36	
	トモ設備	トモセツビ	素鷲	27	
	(有)友近環境整備商会	トモチカカンキョウセビショウカイ	潮見	30	
	(株)友近工務店	トモチカコウムテン	清水	28	
	豊田設備	トヨタセツビ	市外	35	
	な	(株)長井商会	ナガイショウカイ	市外	35
		長井設備(株)	ナガイセツビ	市外	35
中川水道		ナカガワスイドウ	余土	31	
中川設備		ナカガワセツビ	石井	33	
なかたに水道		ナカタニスドウ	浮穴	32	
中屋敷住宅ホーム		ナカヤシキジュウタクホーム	市外	34	
なごみ住設		ナゴミジュウセツ	堀江	31	
(有)ナルサ		ナルサ	堀江	31	
に		新崎住宅設備(株)	ニイサキジュウタクセツビ	浮穴	32
		新山水道工業(有)	ニイヤマスイドウコウギョウ	余土	31
		(株)ニシエイ建材	ニシエイケンザイ	市外	35
		西岡建材(株)	ニシオカケンザイ	市外	34
	西崎設備	ニシザキセツビ	北条	34	
	合同会社西・水電設備	ニシ・スイデンセツビ	浮穴	32	
	(有)西野工務店	ニシノコウムテン	生石	29	
	(有)西原組	ニシハラグミ	粟井	34	
	西原総合設備	ニシハラソウゴウセツビ	味酒	28	
	西弘建設(株)	ニシヒロケンセツ	石井	33	
	(有)日進工業	ニッシンコウギョウ	市外	34	
	ね	(株)ネクセル	ネクセル	浮穴	32
は		(有)葉月建設	ハツキケンセツ	味酒	28
	(有)八生建設工業	ハッセイケンセツコウギョウ	荏原	33	
	波頭金物(有)	ハトウカナモノ	北条	34	
	(有)浜田ポンプ	ハマダポンプ	浅海	33	
ひ	(株)ひがし	ヒガシ	雄郡	27	
	(有)東水道工業	ヒガシスイドウコウギョウ	清水	28	
	(有)樋野土木	ヒノドボク	石井	33	
	兵頭水道(株)	ヒョウドウスイドウ	久米	31	
	(株)ヒロケンテクノス	ヒロケンテクノス	味生	28	
	(株)ヒロ配管設備	ヒロハイカンセツビ	小野	32	
ふ	福岡水道	フクオカスイドウ	生石	29	
	(株)福崎組	フクザキグミ	味生	28	
	(株)福田組	フクダグミ	高浜	29	
	福山住設	フクヤマジュウセツ	生石	29	
フ	(株)藤川設備	フジカワセツビ	市外	35	
	(有)富士住研	フジジュウケン	石井	33	

索引（指定工事店） ふ～わ

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁	
ふ	富士水道工業(有)	フジスイドウコウギョウ	味生	28	
	藤ホーム・テック	フジホーム・テック	雄郡	27	
	(有)フジモト設備	フジモトセツビ	市外	35	
	(株)藤本配管	フジモトハイカン	浮穴	32	
	フモト建設(株)	フモトケンセツ	石井	33	
	プラネット設備建築	プラネットセツビケンチク	河野	34	
	(株)ブラミング	ブラミング	余土	31	
へ	(株)平和設備	ヘイワセツビ	味酒	27	
	(株)ベネアス	ベネアス	三津浜	29	
ほ	(株)宝永建設	ホウエイケンセツ	余土	31	
	(株)ホーム設備	ホームセツビ	余土	31	
	(有)北真工務店	ホクシンコウムテン	難波	33	
	(株)HOKKO	ホッコー	潮見	30	
	堀江水道工業所	ホリエスイドウコウギョウショ	堀江	30	
	(株)堀切産業	ホリキリサンギョウ	宮前	29	
	(株)本田建設工業	ホンダケンセツコウギョウ	堀江	31	
ま	マズダ水道設備	マズダスイドウセツビ	市外	36	
	(有)松岡水道工業所	マツオカスイドウコウギョウショ	石井	32	
	松田兄弟設備	マツダキョウダイセツビ	宮前	29	
	松田工業(株)	マツダコウギョウ	市外	35	
	(株)松原水道工業所	マツバラスイドウコウギョウショ	清水	28	
	(株)松村水道工業	マツムラスイドウコウギョウ	桑原	28	
	松村設備	マツムラセツビ	桑原	28	
	松本建設	マツモトケンセツ	和気	30	
	(株)松本設備	マツモトセツビ	荏原	33	
	松山市管工事業協同組合	マツヤマシカンコウジギョウギョウドウグアイ	味酒	28	
	松山住宅設備修理センター設備のナカムラ	マツヤマジュウタクセリセンターセツビ/ナカムラ	市外	35	
	(株)松山生協	マツヤマセイキョウ	新玉	27	
	(株)松山土木工業	マツヤマドボクコウギョウ	和気	30	
	丸石設備工業(株)	マルイシセツビコウギョウ	市外	35	
	(株)マルイ設備工業	マルイセツビコウギョウ	市外	35	
	丸一総合設備	マルイチソウゴウセツビ	久米	32	
	(株)マルタケ設備	マルタケセツビ	生石	29	
	み	(株)三浦組	ミウラグミ	清水	28
		三浦設備工業	ミウラセツビコウギョウ	伊台	32
		(株)三枝工業	ミエコウギョウ	久枝	29
		三坂設備工業(株)	ミサカセツビコウギョウ	小野	32
		(株)みずほ工業	ミズホコウギョウ	味酒	27
		(有)道下建設	ミチシタケンセツ	石井	33
港産業(株)		ミナトサンギョウ	久枝	30	
三原設備(株)		ミハラセツビ	市外	35	
味生建設(株)		ミヅケンセツ	味生	28	
宮内水道設計		ミヤウチスイドウセツケイ	湯山	32	
宮尾設備		ミヤオセツビ	石井	33	
(株)都クリーン		ミヤコクリーン	素鷺	27	
(株)みや設備不動産		ミヤセツビフドウサン	桑原	28	
宮脇設備		ミヤワキセツビ	市外	35	
ろ		(株)三好設備	ミヨシセツビ	浮穴	32

索引	工事店名	工事店名カナ	校区	頁	
む	(有)村上設備	ムラカミセツビ	市外	35	
	室設備	ムロセツビ	味生	29	
め	(株)明成	メイセイ	市外	35	
も	モリエンジニア	モリエンジニア	余土	31	
	(有)森本設備	モリモトセツビ	伊台	32	
や	(株)八木設備	ヤギセツビ	味酒	27	
	(有)八倉水道工業所	ヤクラスイドウコウギョウショ	素鷺	27	
	八坂建設(株)	ヤサカケンセツ	余土	31	
	(株)矢野金物店	ヤノカナモノテン	市外	35	
	(株)山内工業	ヤマウチコウギョウ	市外	34	
	山内水道サービス	ヤマウチスイドウサービス	市外	36	
	(有)山内設備	ヤマウチセツビ	生石	29	
	(株)山崎水道	ヤマサキスイドウ	宮前	29	
	(有)山大建設	ヤマダイケンセツ	河野	34	
	ヤマノ水道	ヤマノスイドウ	素鷺	27	
ゆ	(有)山本金物建材	ヤマモトカナモノケンザイ	河野	34	
	山本設備(株)	ヤマモトセツビ	和気	30	
	湯浅水道	ユアサスイドウ	久米	31	
	ユウスイ住設	ユウスイジュウセツ	生石	29	
	(株)栲山設備	ユスヤマセツビ	正岡	34	
	(有)ユニット商会	ユニットショウカイ	味生	28	
	(株)ユメイ	ユメイ	潮見	30	
	よ	(株)ヨシケンコーポレーション	ヨシケンコーポレーション	石井	33
		(株)吉田設備	ヨシダセツビ	久米	31
		(有)芳之内設備	ヨシノウチセツビ	和気	30
吉村設備		ヨシムラセツビ	市外	35	
(株)四電工 愛媛支店		ヨンデンコウ エヒメシテン	味酒	27	
り	(有)リビングセンター	リビングセンター	潮見	30	
	(有)リンク	リンク	味生	29	
れ	(株)レオ工業	レオコウギョウ	久枝	30	
わ	(株)Work-M	ワークエム	雄郡	27	
	(有)ワセダ工業	ワセダコウギョウ	桑原	28	
	(有)渡部興産	ワタナベコウサン	市外	35	
	(有)渡部設備	ワタナベセツビ	久枝	30	
	渡部設備工業	ワタナベセツビコウギョウ	難波	33	

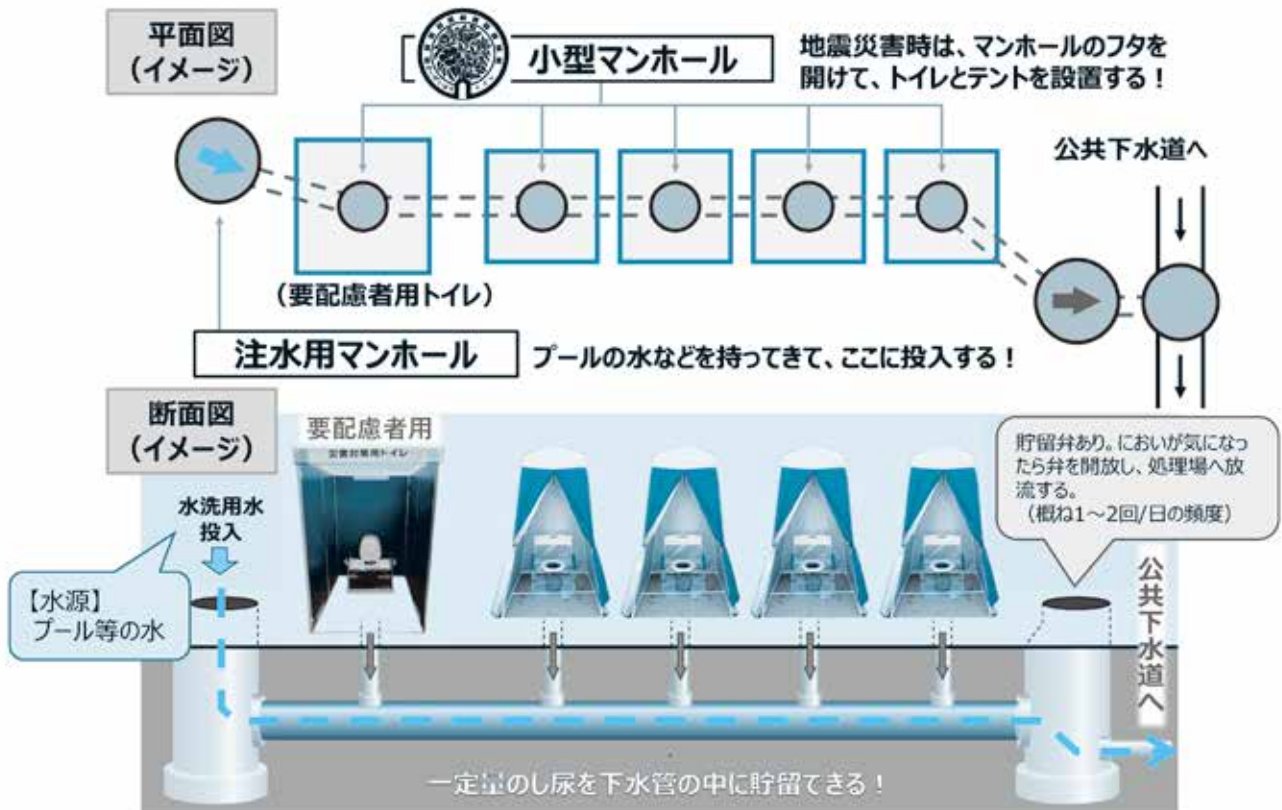
～災害時に大活躍～ マンホールトイレ

地震などの災害に備え、公営企業局では下水道が使用可能な市立の小中学校に「マンホールトイレ」の設置を進めています。

マンホール蓋を外し、簡易便座とテントを設置するだけで、個室トイレが完成します。



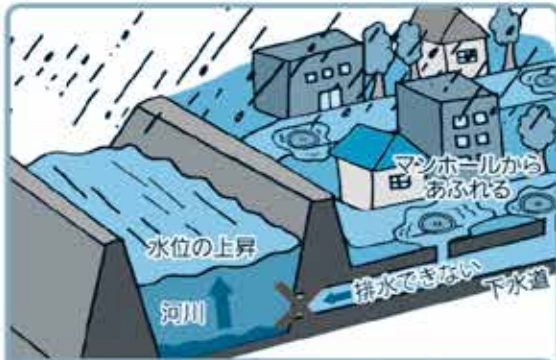
マンホールトイレの仕組み



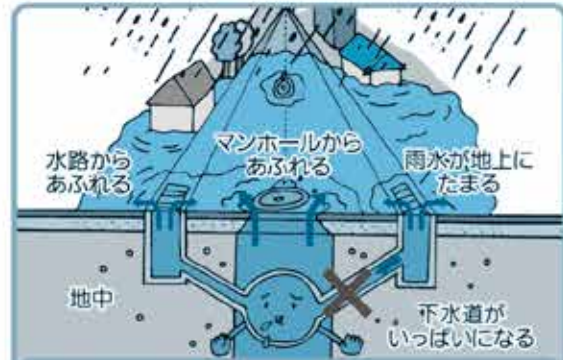
まつやま ^{ない すい}内水ハザードマップ

知らない ^{ほんとう}と本当に怖い「内水氾濫」!

近年、局地的大雨の増加と都市化による田畑などの減少により、住宅や道路などへの浸水被害が多発しています。



河川に排水できなくてあふれる



下水道の排水能力を超えてあふれる



「まつやま内水ハザードマップ」は、大雨時に浸水する可能性のある区域や深さ、浸水を防ぐための準備や行動などの情報をまとめた青色の冊子です。



【浸水想定区域の確認】

自宅や会社、学校、通勤・通学路が浸水想定区域かどうか確認しましょう。



【日ごろの準備】

浸水を防ぐために、土のう、止水板など必要な準備を行いましょう。



【大雨時の心得】

大雨のときの自らの行動について、確認しましょう。



【問合せ先】

下水道整備課 089-948-6957

下水道に関するお問い合わせ先

〒790-8571 松山市二番町四丁目7-2
松山市公営企業局(松山市役所第3別館)

○下水道工事については

下水道整備課

中央処理区担当

TEL 089-948-6541

西部・北部・北条処理区担当

TEL 089-948-6543

○私道への下水道工事については

下水道整備課 私道・柵工事受付担当

TEL 089-948-6457

○排水設備工事、改造資金の貸付については

給排水設備課 排水設備担当

TEL 089-948-6529

○特定事業所の排水については

給排水設備課 排水設備担当

TEL 089-948-6820

○下水道使用料については

(井戸水、簡易水道等使用者の下水道使用開始、中止、使用人数変更などの届出)

ヴェオリア・ジェネッツ(株)松山営業所

TEL 089-915-0311

(その他の下水道使用料に関するお問い合わせ)

上下水道料金課 使用料担当

TEL 089-948-6530

○受益者負担金については

上下水道料金課 負担金担当

TEL 089-948-6531

○指定工事店については

給排水設備課 排水設備担当

TEL 089-948-6978

○下水取付管(公共ますまで)の詰まりについては

(合流区域は個人で管理してください)

下水道管理課 維持・普及担当

TEL 089-948-6489



【松山市版 マンホールカード配布場所】

①ヤブツバキ柄 マンホールカード

配布場所 坂の上の雲ミュージアム

配布時間 9:00~18:00

休館日 毎週月曜日(休日の場合は開館)

②「火の鳥」デザイン マンホールカード

配布場所 道後温泉別館 飛鳥乃湯泉

配布時間 6:00~23:00

休館日 施設に直接ご確認ください。

マンホールカードとは、全国各地のさまざまなデザインの「マンホール蓋」をとりあげ、デザインの由来などを紹介するカード型のパンフレットです。

令和6年5月現在、全国696自治体・3団体1,035種類のカードがあります。

マンホールカード
集めてみてね!



イメージ・キャラクター「かめまるくん」